



竹田市景観ガイドブック



平成 28 年 3 月
竹田市



目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 はじめに | 1 |
| (1) ガイドブックの目的 | 1 |
| (2) ガイドブックの使い方 | 1 |
| (3) 景観計画の区域 | 2 |
| 第2章 市全域の景観形成の方針と景観形成基準 | 3 |
| (1) 将来の景観像 | 3 |
| (2) ゾーン区分 | 4 |
| (3) 景観形成の方針 | 6 |
| (4) 景観形成基準 | 10 |
| 第3章 城下町地区の景観形成の方針と景観形成基準 | 12 |
| (1) エリア区分 | 12 |
| (2) 景観形成の方針 | 14 |
| (3) 景観形成のイメージ | 18 |
| (4) 景観形成基準 | 20 |
| (5) ワンポイントアドバイス（工夫例） | 27 |
| 第4章 届出について | 38 |
| (1) 届出の流れ | 38 |
| (2) 届出基準（全市域と城下町地区（景観形成重点地区）） | 39 |
| 第5章 景観形成の実現に向けて | 41 |
| (参考) 色彩 | 43 |

第1章 はじめに

(1) ガイドブックの目的

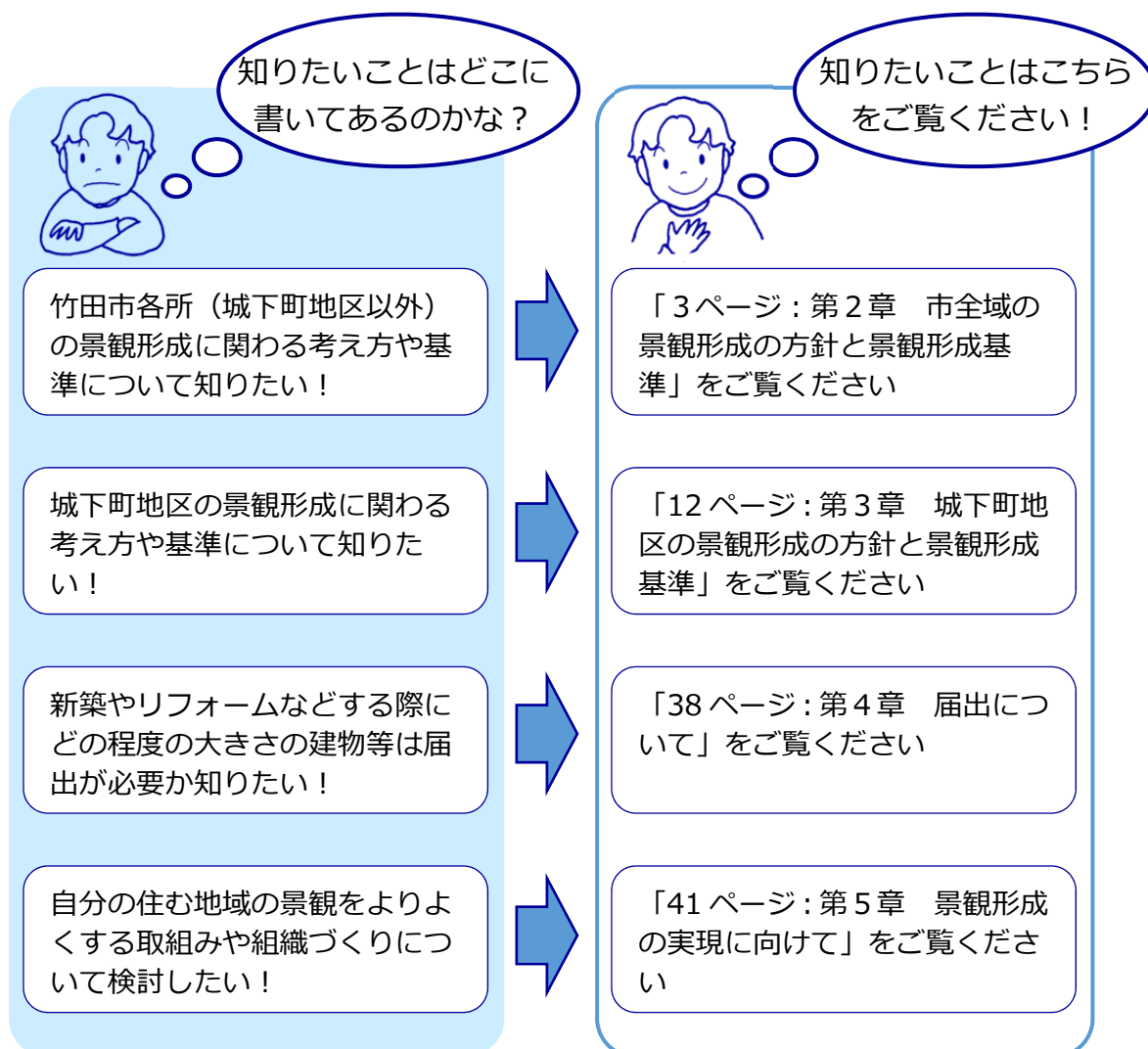
竹田市では平成27年度に景観計画を策定し、景観条例を制定しました。景観計画及び景観条例は、言葉による記述が主であるため、その場所にふさわしい景観誘導の考え方を示すことに限界があります。このため、景観計画等に記された内容が、表面的に最低限守られるものとしてしか理解されない恐れもあります。

そこで、市民や関係事業者等が、景観計画に記載した内容を、わかりやすく理解・共有するためのガイドブックを策定することとしました。そして、ガイドブックは、竹田市ならではの景観に対し、市民の愛着や誇りを醸成するための手引書でもあります。

(2) ガイドブックの使い方

本ガイドブックでは、竹田市全域及び城下町地区の景観形成に関わる考え方や新築、改修などを行う際の届出の考え方について説明しています。

ご関心のある箇所からご覧ください。



(3) 景観計画の区域

本市では、個性ある自然景観、歴史・文化の景観、くらしの景観が市全域に広がっていることから、市全域を景観計画区域とし景観形成に取り組めます。

また、岡城跡、城下町、それらの周辺地域は、史跡等環境保存条例（11 ページ参照）により、これまで歴史的文化遺産の保存が重点的に取り組まれてきており、竹田市歴史的風致維持向上計画においても重点区域に指定されています。このため、本計画においても「景観形成重点地区（地区名は城下町地区とする）」として位置づけ、市全域と比較し、より詳細な景観誘導を図っていくこととします。

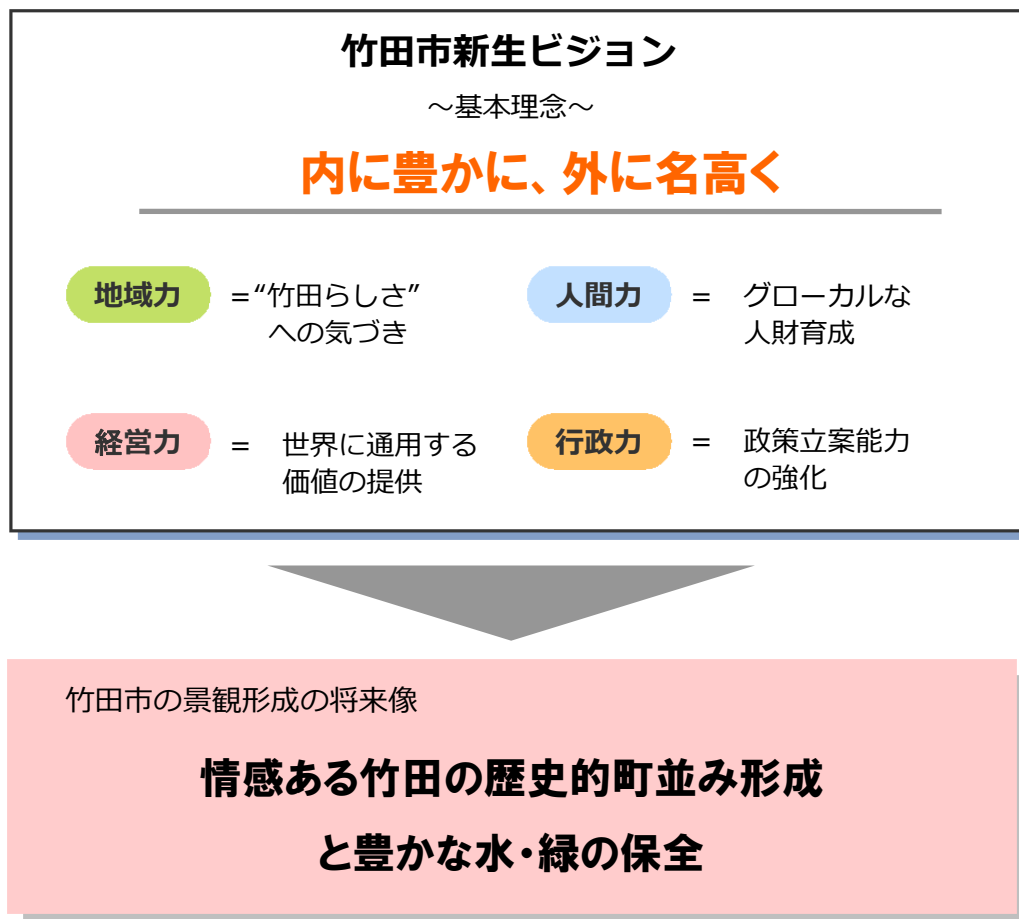
景観計画区域・・・市全域
景観形成重点地区・・・ 城下町地区



第2章 市全域の景観形成の方針と景観形成基準

(1) 将来の景観像

「竹田市新生ビジョン」の“内に豊かに、外に名高く”を基本理念として、本市が誇る景観を将来にわたって守り、育んでいくため、次のように景観形成の基本目標を定めま



〔用語〕

※ グローカル：グローバル（国際性）とローカル（地域性）を掛け合わせた造語

(2) ゾーン区分

竹田市は、くじゅう連山、阿蘇外輪山、祖母傾山系の山々に囲まれた、水と緑があふれる自然豊かな地域です。一方、竹田の城下町、旧町の中心地（荻、久住、直入）は、各地域の暮らしの拠点として生活を支えてきました。自然豊かな地域と各地域の暮らしの拠点との間には、高原野菜を育てる田園風景や棚田や階段状の畑地が広がっています。

そこで、竹田市の景観を、景観特性や土地利用の規制状況等を考慮し、景観計画区域を次の3つのゾーンと2つの軸に区分し景観誘導を行います。（景観法第8条第3項）

景観ゾーンとしては、大自然の景である「自然公園ゾーン」、そこから高原等の田園風景が広がる「田園・森林ゾーン」、各地域の暮らしの景が広がる「市街地ゾーン」の3区分を設定します。

景観軸としては、国道57号や442号をはじめとする「道路景軸」と芹川、稲葉川をはじめとする「水景軸」の2区分を設定します。

表 市全域のゾーン区分

| ゾーン及び軸の名称 | 概要 | 備考 |
|-----------|--|--|
| 市街地ゾーン | 竹田都市計画区域に指定された地域 その他旧町の既成市街地（荻、久住、直入） | 竹田都市計画区域に指定された地域の一部を重点地区としている。 |
| 自然公園ゾーン | 自然公園法等による自然公園地域である下記の地域 ・「阿蘇くじゅう国立公園」 ・「神角寺芹川県立自然公園」 ・「祖母傾国定公園」及び「祖母傾県立自然公園」 | 自然公園法や県条例において特別地域（特別保護地区含む）と普通地域では許可（及び届出）の基準が異なり景観誘導のきめ細かさが異なるため、それに即しゾーンを区分している。 |
| 田園・森林ゾーン | 自然公園ゾーン及び市街地ゾーンに属さない地域 | - |
| 道路景軸 | 中九州横断道路、国道57号、国道442号、県道8号線（竹田五ヶ瀬線）、県道30号線（庄内久住線）、県道47号線（竹田直入線）、県道135号線（高森竹田線）など交通量が多く、また、観光ルートになっている道路 | - |
| 水景軸 | 芹川、稲葉川、玉来川、神原川、大野川など、本市を代表する水辺景観を形成している河川又は滝、湧水、ダム等 | - |

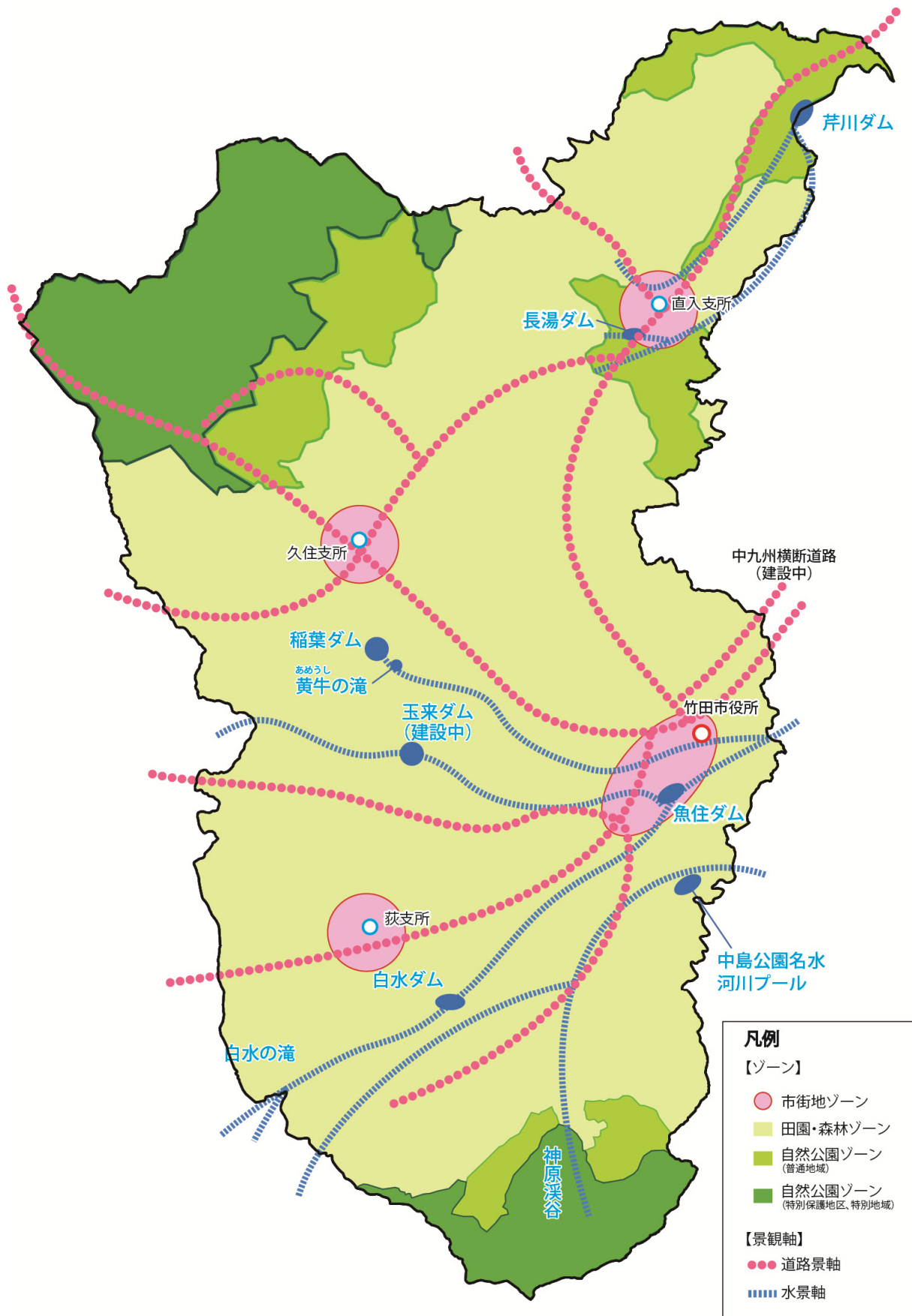


図 景観計画区域のゾーン区分

(3) 景観形成の方針

①市街地ゾーン

(景観の特性と問題点)

岡城を中心とする城下町には、今なお江戸時代の町割りと道路が現存し、格式ある武家屋敷が建ち並ぶ「歴史の道」等には江戸時代の白壁や仏閣が残るなど、歴史情緒豊かな景観が見られます。

長湯温泉街は、宿泊施設の多くが芹川沿いに立地し、旧県道 30 号沿線を中心に低層建築により構成され、情緒ある温泉街としての景観を呈しています。

荻の中心部には、祖母、久住、阿蘇の山々を背景とする商店街があります。

久住の中心部には、宿場町としての面影が今も残されています。

それぞれの市街地に共通する傾向としては、近年の人口減少、少子高齢化の影響を受け、空き家、空き店舗、空き地が目立つようになってきました。

(景観形成の方針)

市街地が有するまちの記憶を後世に残し、地域の個性が感じられる町並みの形成を目指し、新旧の建物の調和と周辺の自然環境との調和を図ります。

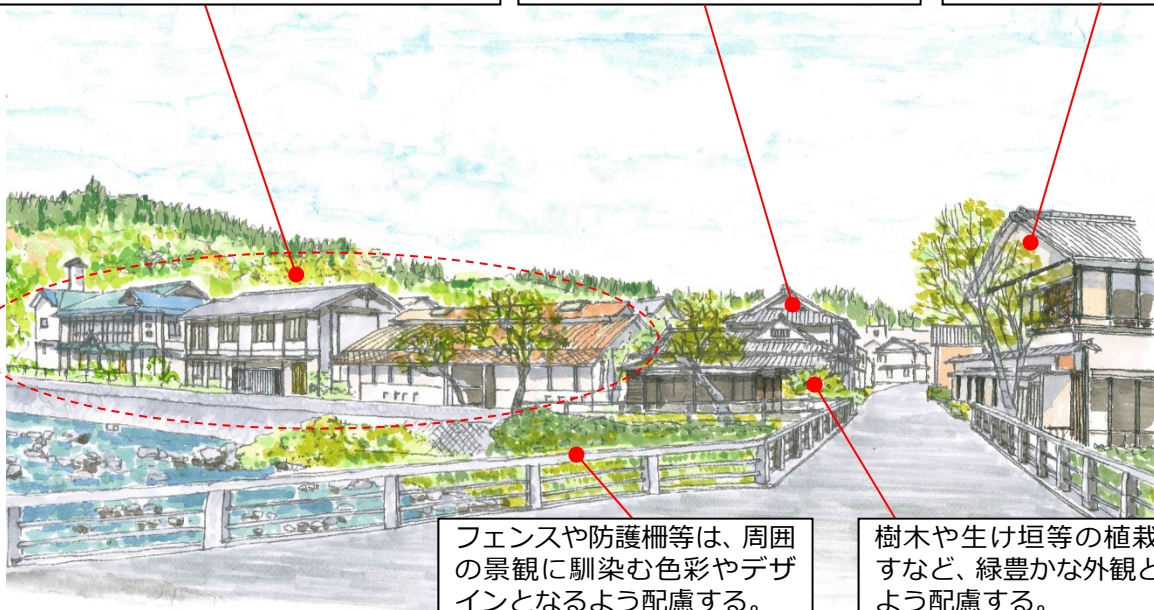
建築物などの建造・修繕・模様替え及び工作物の設置に際しては、屋根、外壁、建具などの各部位の形態・意匠について、周囲の町並み景観との調和に配慮した景観形成を進め、昔の賑わいを取り戻し、人々が行き交う町並み景観を形成します。

イメージ図

隣接する建物や周辺の地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置とする。隣接する建物と調和し全体的にまとまりのある形態意匠とする。

歴史的な建築物の改築等については、建築物の材料や外壁等の意匠の一部を保存・再生し、歴史的景観の保全に努める。

周辺の景観と調和した素材を使用する。



フェンスや防護柵等は、周囲の景観に馴染む色彩やデザインとなるよう配慮する。

樹木や生け垣等の植栽を施すなど、緑豊かな外観となるよう配慮する。

②自然公園ゾーン

(景観の特性と問題点)

本市は、周囲をくじゅう連山、阿蘇外輪山、祖母傾連山等の九州を代表する山々に囲まれ、市域の約7割が林野であり、広大で美しい緑あふれる森林や牧草地を市内随所から望むことができます。

くじゅう高原の野焼きは、高原に住む人々と大自然との共生により営まれ、牛馬を飼育するために必要な草地を維持する行為です。しかしながら、近年は、後継者不足等から野焼きを維持することが困難になりつつあります。

(景観形成の方針)

自然あふれる地域の優れた風景を保全しつつ、本市が有する重要な観光資源・交流資源の一つとして来訪者に憩いの空間を提供できるように、国・県と連携して、建築物・工作物等を自然公園の風景に馴染ませるなど、自然の保護とその活用を両立させる各種の施策を講じていきます。特別地域（特別保護地区含む）においては自然景観の保護、普通地域においては自然景観との共存の視点から景観形成を推進します。

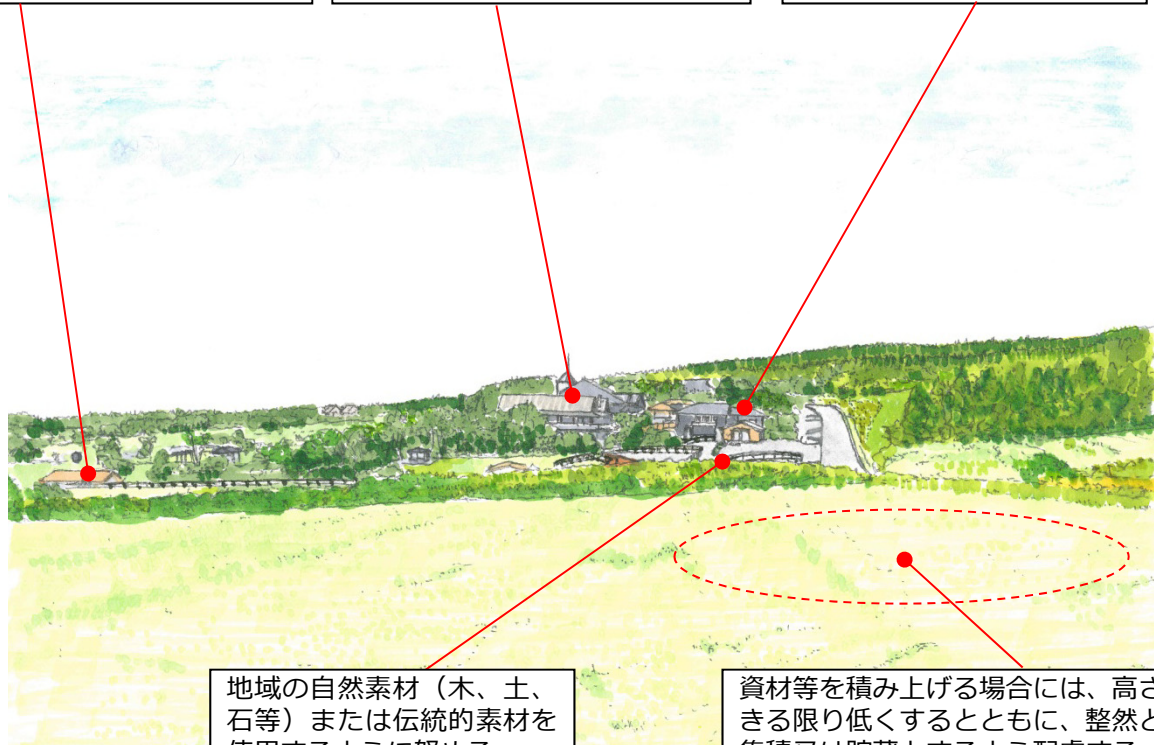
そして、Iターン、Uターンを促進し、景観を維持する担い手としての後継者確保に努めます。

イメージ図

屋根等には、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。

遠望に配慮し、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とするなど、山並みとの調和に配慮する。

周辺の地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置とする。



地域の自然素材（木、土、石等）または伝統的素材を使用するように努める。

資材等を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮する。

③ 田園・森林ゾーン

(景観の特性と問題点)

山地の裾野から集落にかけては、大小様々な溪谷と尾根が織りなす平地が少ない地形のため、斜面に広がる森林の中に棚田や階段状の畑地が点在する変化に富んだ独特の景観を形作っています。

郊外の集落の多くは棚田や階段状の畑地の近隣にあり、中山間地域の集落としての景観を呈しています。

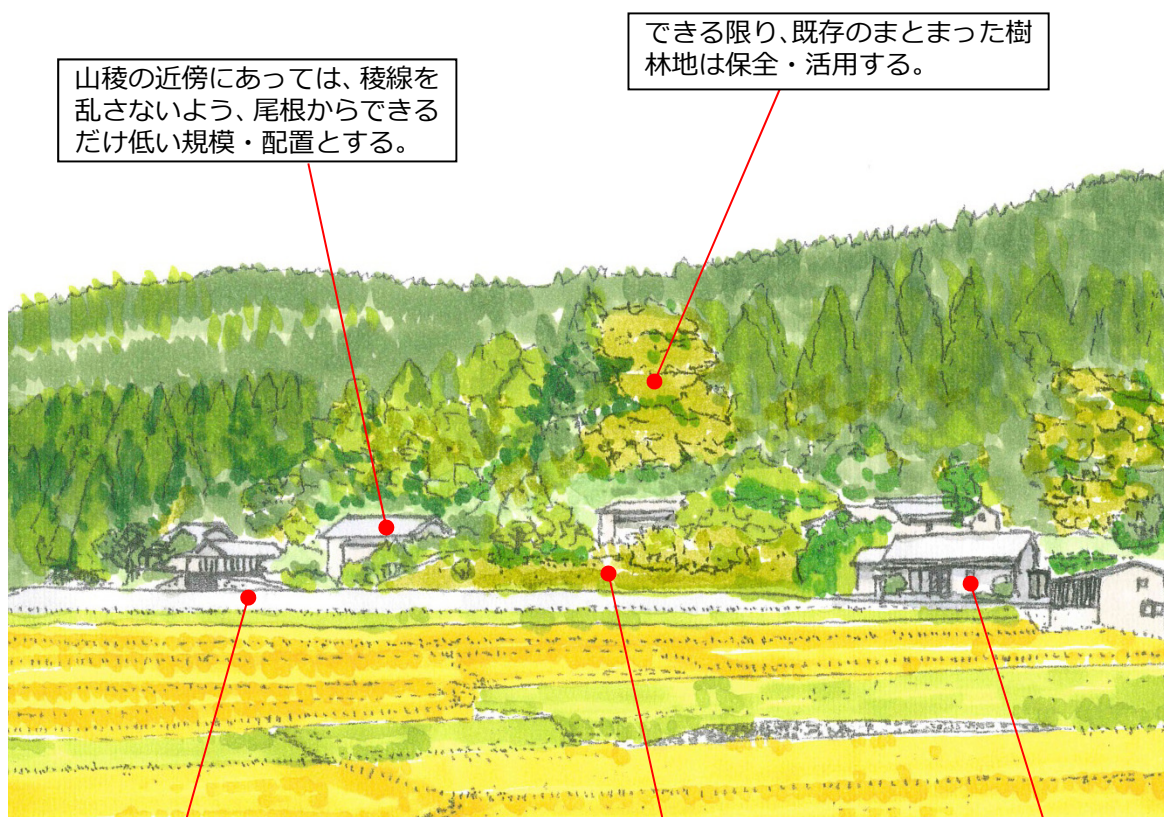
田園・森林ゾーンにおいても、自然公園ゾーンと同様に、農業経営や里山の維持管理を行う担い手不足が問題となりつつあり、空き家や耕作放棄地が目立ち始めています。

(景観形成の方針)

本市の景観を特徴づけている棚田の風景や高原に広がる畑、田畑周囲の斜面に広がる里山等、市民や来訪者に懐かしさや潤いを与える緑豊かな景観の保全を図ります。

森林地域においては、動植物が暮らす静穏な雰囲気との保全と大景観に配慮した森林施業を推進します。

イメージ図



山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い規模・配置とする。

できる限り、既存のまとまった樹林地は保全・活用する。

擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周囲と馴染むよう素材や工法において配慮する。

地形を踏まえ、地形改変が最小限となるよう配慮した造成に努める。

棚田、農地等に近接する場合は、その保全に配慮した規模及び配置とする。

④道路景軸

(景観の特性と問題点)

くじゅう高原等の幹線道路からは、木々が季節それぞれに美しく色彩を変化させる様子が眺められます。良好な道路景観維持のために沿道の緑地帯を地元が管理する道路もみられます。

本市の中央を東西に横切る国道 57 号の玉来地区は、本市唯一の郊外型商業地域であり、チェーン展開を行っているロードサイド型商業店舗が建ち並ぶ沿道景観を呈しています。玉来地区以外の国道 57 号や県道 442 号等の主要観光道路の沿道においても、地元商店や観光施設を案内する大小様々な看板が多様な色彩で不規則に点在します。

(景観形成の方針)

幹線道路沿道は、多くの人々が車窓等から本市の風景を感じる主要な場所であるため、沿道の屋外広告物の形態・色彩等のデザイン誘導等により、周囲の町並みや自然との調和に配慮した道路景軸ごとに特徴ある良好な景観づくりを推進します。

⑤水景軸

(景観の特性と問題点)

本市の周囲の山々から流れ出した清水は、市内各地に渓谷を穿ち、生物相の豊かな美しい河川を形成するだけでなく、子供たちの水遊びやレクリエーションの場としても親しまれています。また、市内各地域の湧水は一日数万トンの湧出量を誇り、湧水池には多くの人々が訪れています。

平地が少ない地形のため本市には、井路と呼ばれる水路が古くから設置されており、水路の周囲は、水と緑と機能美あふれる石組みが調和した美しい景観を呈しています。

一方、河川内に草木が繁茂し、眺望やレクリエーションのための河川環境が損なわれている箇所も見られます。

(景観形成の方針)

山間部では、大小様々な渓谷の河川や滝が織りなす良好な自然景観の保全を図り、市街地の河川においては、都市空間にふさわしい水辺景観づくりを進めます。

本市の魅力の一つである湧水や井路などの良質な水辺空間を保全・活用するため、行政・住民・事業者が一体となった美化活動を進めます。

(4) 景観形成基準

【A】共通事項

| 項目 | 景観形成基準 (法第8条第4項二号イ及び二の基準) |
|----|---|
| 共通 | <input type="checkbox"/> 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。 <input type="checkbox"/> 「市全域の景観形成方針」に即し、市全域のゾーン区分ごとの景観形成の方針に沿って、それぞれの行為において良好な景観形成に向けた配慮に努める。 <input type="checkbox"/> 景観形成上重要な山地、草地、農地、河川、歴史的遺産、町並み等に対する主要な視点場からの眺望を妨げない位置とすること。 <input type="checkbox"/> 敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状を変えないように努めること。 |

【B】行為別事項

| 項目 | 景観形成基準 (特記項目を除き法第8条第4項二号イの基準) | |
|-------------------------------|----------------------------------|---|
| 建築物・工作物 (法17条第1項の特定届出対象行為) | 壁面の位置の制限 | <input type="checkbox"/> 壁面の位置は、立地条件にあわせ、後退させる、又は周辺の壁面との調和に配慮する。(法第8条第4項二号ハの基準) |
| | 規模・配置 | <input type="checkbox"/> 隣接する建物や周辺の地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置とする。 <input type="checkbox"/> 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い規模・配置とする。 <input type="checkbox"/> 周辺に社寺林等の樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とする。 <input type="checkbox"/> 行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した規模及び配置とする。 |
| | 形態・意匠 | <input type="checkbox"/> 隣接する建物や周辺の地形との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠とする。 <input type="checkbox"/> 遠望に配慮し、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とするなど、山並みとの調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 壁面は、適度な分節化や開口部の設置等により、単調さや圧迫感を与えないよう工夫すること。 <input type="checkbox"/> 歴史的な建築物の改築または修繕にあたっては、建築物の材料の一部または外壁等の意匠の一部を保存し、または再生することによって歴史的景観の保全に努める。 |
| | 素材 | <input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和した素材を使用する。 <input type="checkbox"/> 地域の自然素材(木、土、石等)または伝統的素材を使用するように努める。 |
| | 色彩 | <input type="checkbox"/> 外壁、屋根等には、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 <input type="checkbox"/> マンセル表色系における色彩基準(注) ・色相 R・YR・Y 系 - 彩度 5 以下 ・色相上記以外の有彩色 - 彩度 3 以下 <input type="checkbox"/> 外壁、屋根等の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大とならないよう努める。 |

| 項目 | | 景観形成基準 (法第8条第4項二号二の基準) |
|-------------------------------|-------|---|
| 建築物・工作物 (法17条第1項の特定届出対象行為) | 設備 | <input type="checkbox"/> 屋上等に設置する工作物や設備類は、通り等から見えないように配慮する、又は建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 付随する設備類は、可能な限り、道路等の公共の場から容易に目にしない位置に配置する。やむを得ず配置する場合には、修景措置を工夫する。 |
| | 外構・緑化 | <input type="checkbox"/> 道路との境界部を中心に、樹木や生垣等の植栽を施すなど、緑豊かな外観となるよう周囲からの見え方に配慮する。 <input type="checkbox"/> 建築物等に付随する塀や柵等を設置する場合には、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 付属駐車場では、通りから見た際、閑散とした印象を最小限とするよう、道路との境界部を中心に植栽を施したり、敷地内での植栽や舗装での工夫を行う。 <input type="checkbox"/> フェンスや防護柵等は、周囲の景観に馴染む色彩やデザインとなるよう配慮する。 |
| 開発行為等 | | <input type="checkbox"/> 地形を踏まえ、地形改変が最小限となるよう配慮した造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 法面や擁壁が生じる場合には、長大なものや周囲に対し圧迫感を与えるものとならないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には緑化等の措置を行う等、周囲との調和に努める。 |
| 土地の開墾及びその他の土地の形質の変更 | | <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周囲と馴染むよう素材や工法において配慮する。 <input type="checkbox"/> できる限り、既存のまとまった樹林地は保全・活用する。 |
| 土石の採取及び鉱物の掘採 | | <input type="checkbox"/> 植生や動植物の生態系など、貴重な自然環境に大きな影響を与えないよう配慮する。 |
| 屋外における物件の堆積 | | <input type="checkbox"/> 資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮する。 <input type="checkbox"/> できる限り、道路、公園等の公共の場所から見えないよう、道路との境界部に植栽を施す等、周囲との調和に配慮する。 |
| 木竹の伐採 | | <input type="checkbox"/> 目的に応じ、伐採が必要最小限のものであること。 <input type="checkbox"/> 既存の景観及び地域の景観を著しく損ねるものでないこと。 <input type="checkbox"/> 樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行うこと。 |

色彩基準についての(注)

ただし、次に掲げるものについては、適用除外とする。

- ①他の法令の規定により義務付けられたもの。
- ②計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。
- ③自然石や土・木材など地域固有の自然素材が使用される場合。
- ④神社、寺院、橋梁等で地域住民から親しまれ、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。
- ⑤1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー。
- ⑥その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの。

第3章 城下町地区の景観形成の方針と景観形成基準

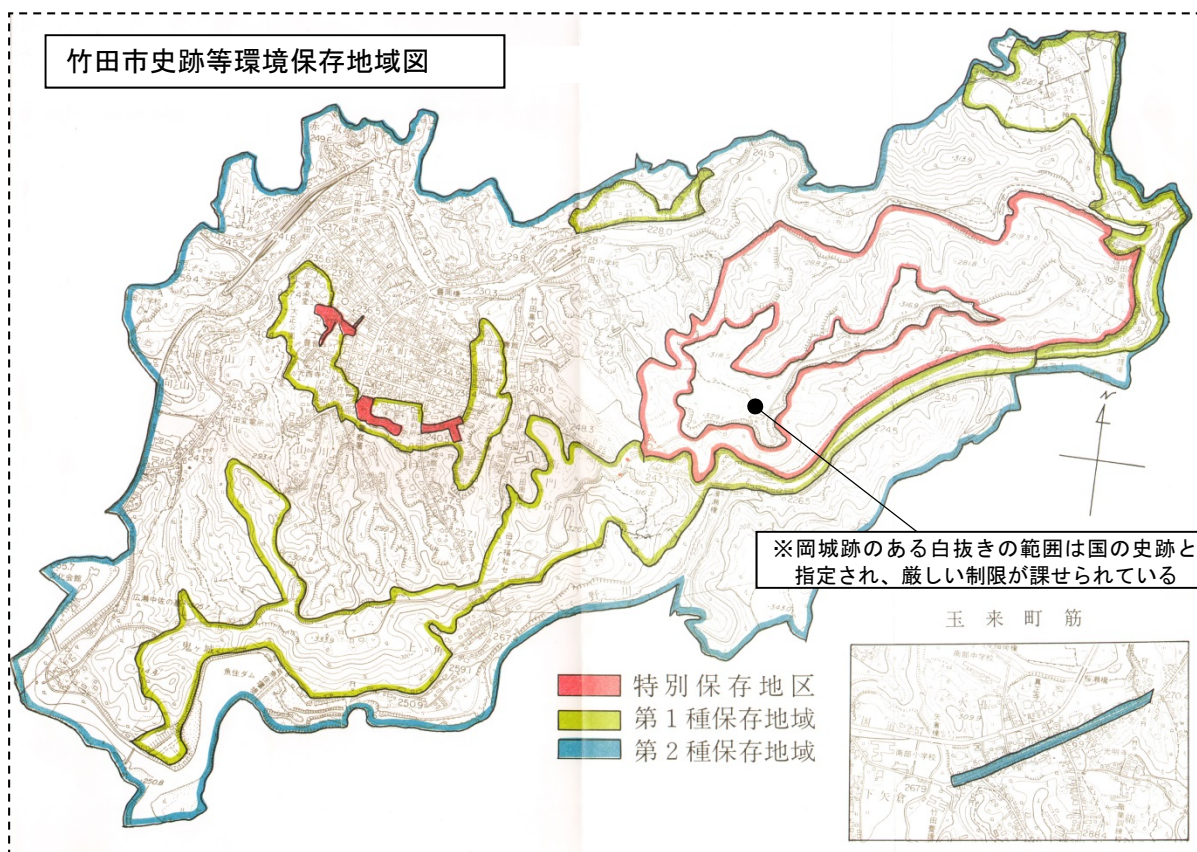
(1) エリア区分

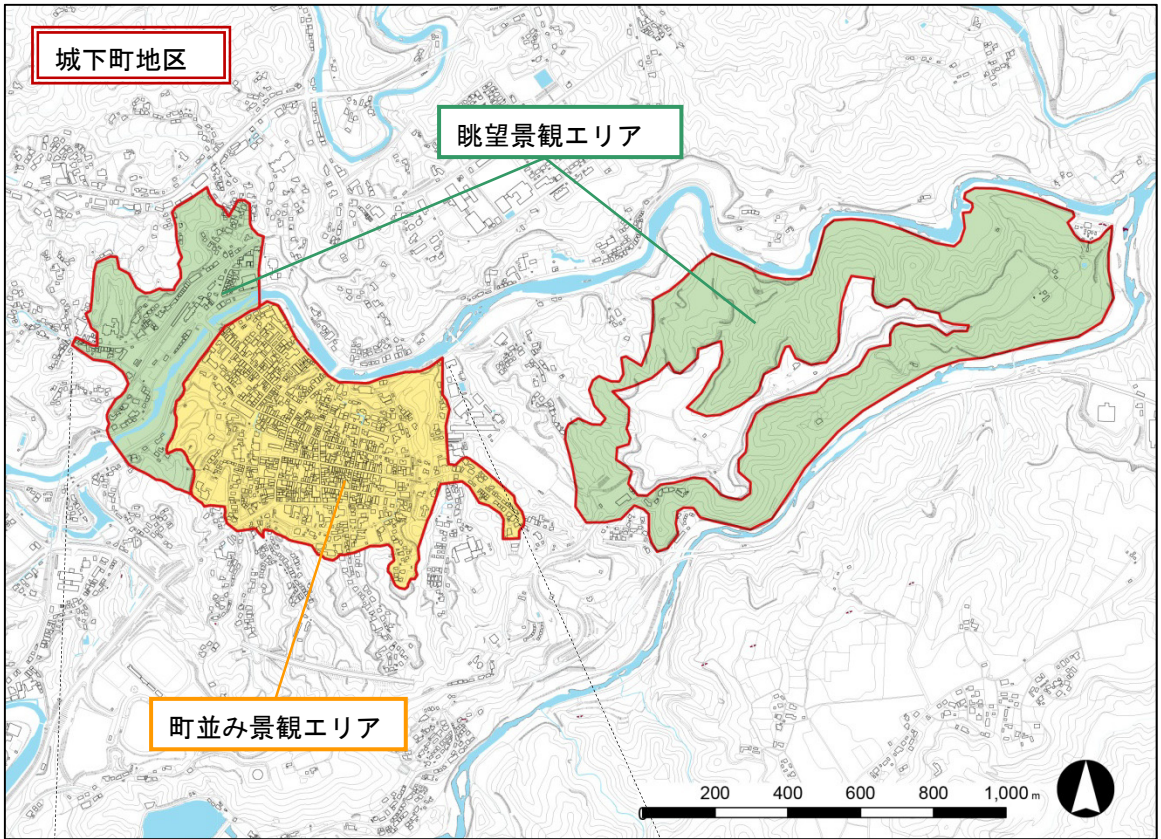
城下町地区は、江戸時代の町割りが残る城下町周辺及び岡城跡周辺を対象とし、町並み景観エリアと眺望景観エリアにより構成されています。

なお、岡城跡周辺の眺望景観保全エリアについては、旧史跡等環境保存条例（景観条例に移行）における史跡等環境保存地域（下図）の特別保存地区を参考に区域設定しました。

表 城下町地区のエリア区分

| エリアの名称 | 概要 | 備考 |
|----------|---|------------------------|
| 町並み景観エリア | 城下町地区の中でも、江戸時代からの町割りが引き継がれ、情感あふれるまちの佇まいを今に伝える区域 | 「街なみ環境整備事業」等が進められています。 |
| 眺望景観エリア | (広瀬神社からの眺望景観) 豊後竹田駅周辺において、広瀬神社から見て、田能村竹田の描いた山水画にも似た美しい緑の山への眺望を保全する区域 | - |
| | (岡城跡からの眺望景観) 岡城跡周辺において、岡城跡から見て、城下町や周辺の美しい山等への眺望を保全する区域 | - |





(2) 景観形成の方針

(景観の特性と問題点)

岡城跡を核にした城下町地区の歴史的佇まいは、史跡等環境保存条例で保全されてきました。とりわけ町並み景観エリアは、江戸時代に岡藩中川家の城下町として栄えました。

西南の役（明治10年/1877年）及び昭和の大火（昭和22年/1947年）で中心部は一度焼失しましたが、周辺部の武家屋敷通りや寺院群は大火を逃れました。また、中心部においても耐火性のある土蔵造りの建物は焼失せず残りました。

現在、建物の多くは2階建てであり、屋根の形状は切妻が7割程度を占めています。

殿町等には土塀が残り、文化財保護法、史跡等環境保存条例及び「街なみ環境整備事業」により保存修理整備が終了している物件も地区内に立地し、江戸時代の町割りを今に伝え、周囲の岩肌などの自然景観と調和した城下町としての情緒が色濃く味わえる地区となっています。

しかしながら、特に町並み景観エリアにおいては、近年の人口減少、少子高齢化、大型店舗の郊外立地等を背景に、空き店舗・空き家化及び空き地化が進行し、町家や武家屋敷の土塀等で形成される町並みの連続性が損なわれつつあります。また、新しい建物の中には、周囲の町並みと調和に欠けるものも見られます。

(景観形成の方針)

城下町地区の歴史的風致を活かすとともに、市の中心商業・業務地区として、伝統と歴史を重んじながら、居住環境を高めつつ、地域住民が誇りを持って暮らせる、賑わいの中にも落ち着きのある町並み景観の形成を図ります。

①地形を活かした景観形成を図る

町全体のすり鉢状の景観、屋根並み景観、寺社等ランドマークへの眺望景観を保全継承します。広瀬神社は、誰にも親しまれる視点場であることから、ここからの眺望景観の保全を行います。



【広瀬神社からの眺望景観】

②近世からの町割を守り活かす

武家屋敷の道筋景観、町家等が形成する町並み景観等、情感あふれるヒューマンスケールの町の佇まいを、未来へ継承します。



【ヒューマンスケールの通り】



【情緒ある歴史的な建物と石畳】

③各時代の建物の良さを将来に引き継ぐ

江戸、明治、大正、昭和初期、すべての建物が時代の生き証人として貴重なものと考えます。それぞれの時代の情景を想起させる建物のデザインを尊重し、未来へ継承します。



【江戸時代の建物】



【大正時代の建物】

コラム 竹田城下町の構造

竹田城下町のうち、本町・新町と上町・田町・府内町が交差する北側の二つのブロックは、街区を対角線上に四分する短冊状地割が街区を挟んで向かい合う「両側町」というタイプになっています。水路は一つ一つの単位の間を縫うように配されています。

これに対し、上町・田町の南側半分は、街路を軸に短冊状地割が並ぶ「街村」的な町になっています。この地割が南北に並んで町並みが形成されています。中央を横町が貫くものの、上町・田町の町割りは殆ど影響されず、水路は地割の背割り線に設定されています。

一方、玉来から町引きした古町では、一本街路を軸とした短冊状地割が整然と区画され、中央に市神として神明社が祀られています。このような市神と一本街路からなる町並みは「市町」の形状と評価でき「街村」型に分類されますが、より「市町」の原型を保った形状です。

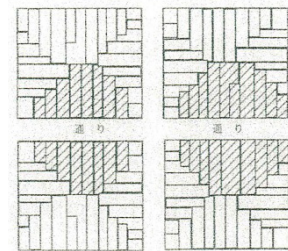
表 竹田城下町の町割にみる分類

| | | |
|--------|-----------------------|---|
| 「両側町」型 | 本町・新町及び上町・田町・府内町の北側区域 | <ul style="list-style-type: none"> ・京都等の町屋にみられる町割 ・比較的古いタイプの町割 ・商人層を中心とする中心的な区域 |
| 「市町」型 | 上町・田町・府内町の南側区域 | <ul style="list-style-type: none"> ・城下町にみられるタイプ ・「街村」の形を城下町に導入したタイプ ・職人層を中心とする区域 |
| | 古町 | <ul style="list-style-type: none"> ・一本街路と市神から構成される町割 ・「市町」の原型を保ったタイプ ・周囲の市町から移設された |

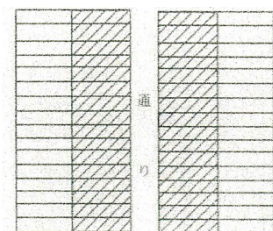
出典：竹田区域街なみ環境整備方針策定報告書（一部、加筆修正）



「両側町」型の町割



「市町」型の町割



出典：
竹田区域街なみ環境
整備方針策定報告書

出典：近世竹田における城下町設計の論理

コラム 竹田城下町の町家建物

竹田の町家は、平面の構成、立面の意匠にあまり凝った面が見られない。1階開口部の通りに対する開放性や、極端なまでに装飾を排された外観からは、どこことなく農家を思わせる。

竹田は山間部に位置する小規模な城下町ゆえ、町家も周辺の農家の影響を強く受けてもおかしくない。

その反面、間口の割りに通り庭は狭く、農家に見られたような“ゆとり”や“あそび”は感じられない。平面的には、むしろ合理的な京都風町家のようなのである。

以上のことから結論づけると、竹田の町家は地域性を反映した、朴訥で合理的な生活密着型の町家であると言える。

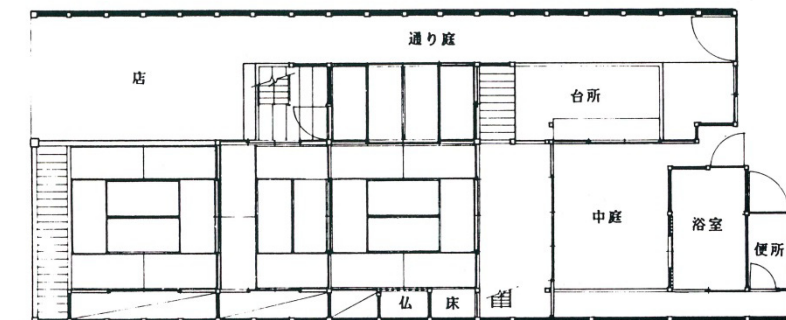
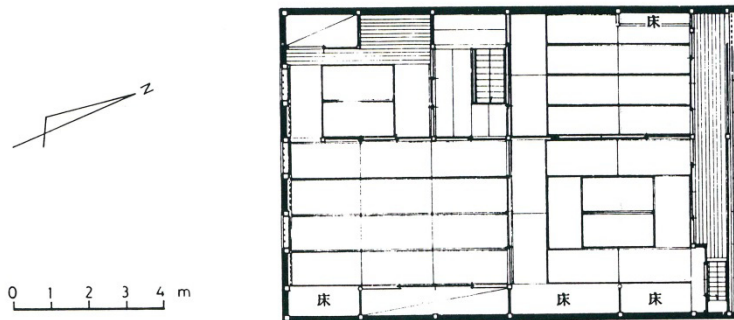
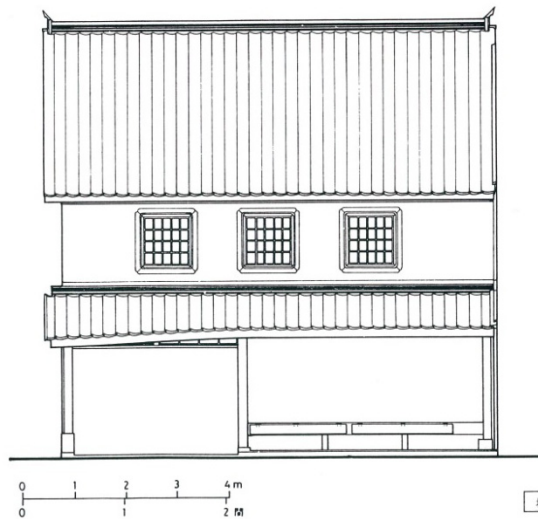
参考事例：塩屋荒物店

建築年代：明治期

間 口：4.2間

構 造：土蔵造り 棧瓦葺

階 高：2階



出典：町並み 竹田の町づくり調査報告書

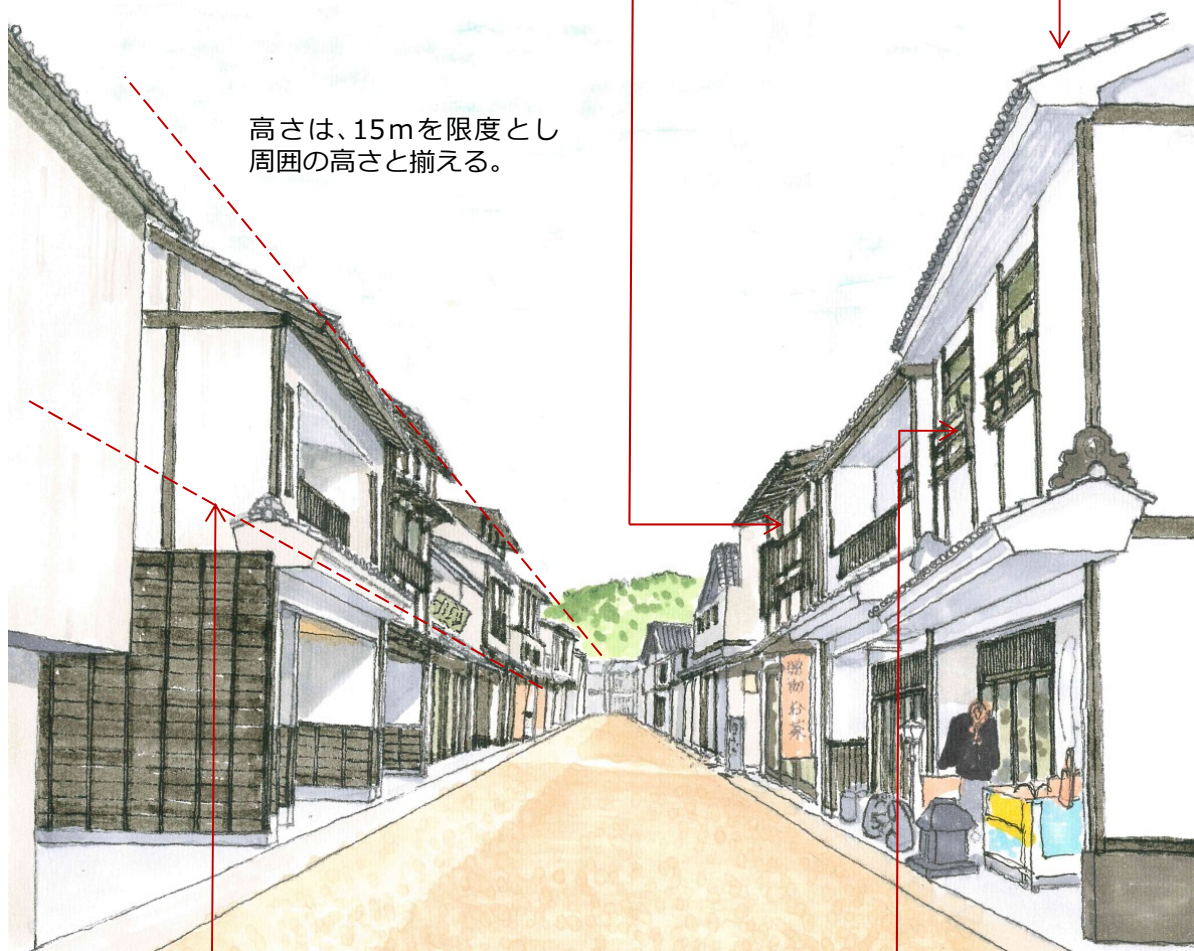
(3) 景観形成のイメージ

(町家が建ち並ぶ地区のイメージ)

壁面及び建具については、伝統的様式を基本とし、町並みの連続性を損なわないような意匠とする。

屋根は勾配屋根としその勾配は周囲の屋根と類似したものとする。

高さは、15mを限度とし周囲の高さと揃える。



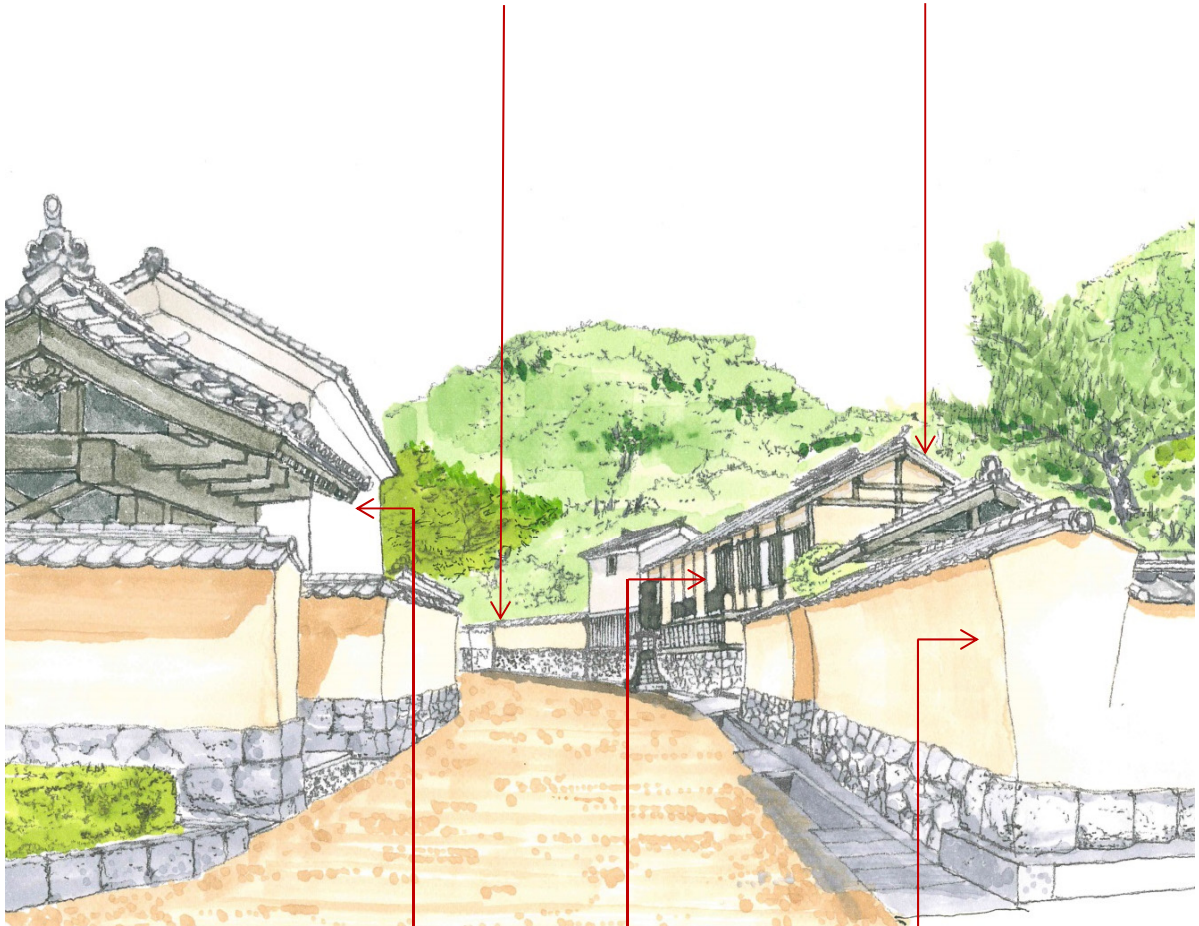
通りに面する家屋は、1階には周囲の家屋に類似した高さに下屋または庇を設ける。

通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する家屋の壁面に揃える。

(武家屋敷地区のイメージ)

駐車場、未利用地は、閑散とした印象を最小限とするよう、周囲の町並みとの連続性に配慮した囲障の設置、道路との境界部への植栽、敷地内での植栽や舗装の工夫を行う。

屋根及び庇は、銀鼠色系の日本瓦葺きとする。やむを得ず他の材料を使用する場合は、瓦葺きの屋根と調和する形態のものとし、その色彩は銀鼠色系の色とする。



壁の色は、白または灰色もしくは茶系統とし、歴史的風致と調和した落ち着いたある色彩とする。

門、塀、石垣を設置する場合、周囲の伝統様式にならい、自然素材を極力使用する。

仕上げ材は、周囲の町並みと調和した落ち着いた材質感のあるものを使用する。

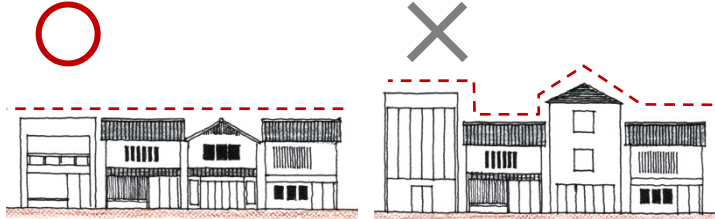
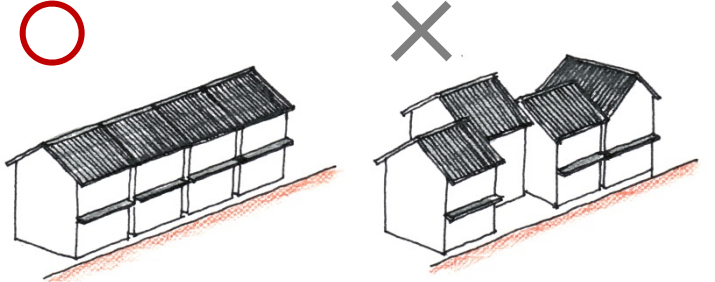
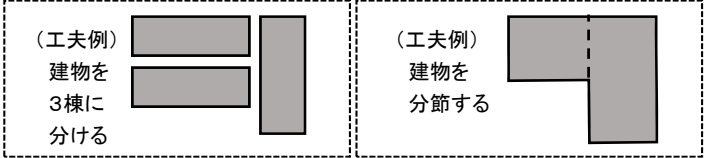
(4) 景観形成基準



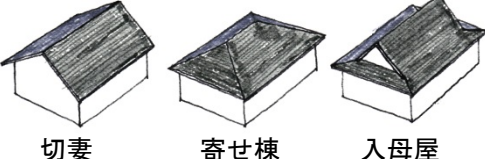
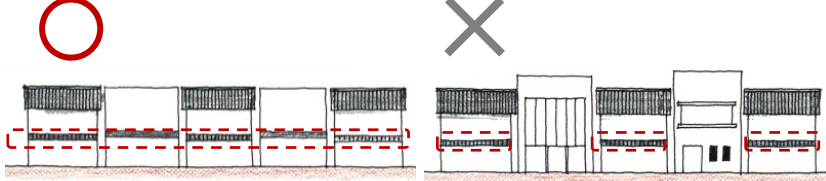
(町並み景観エリア)

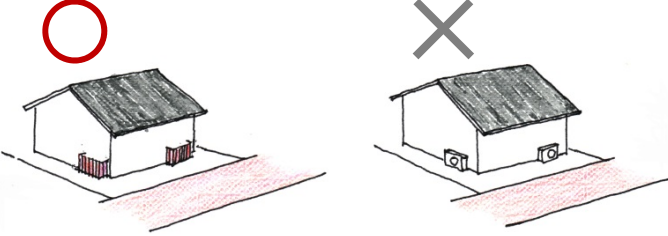
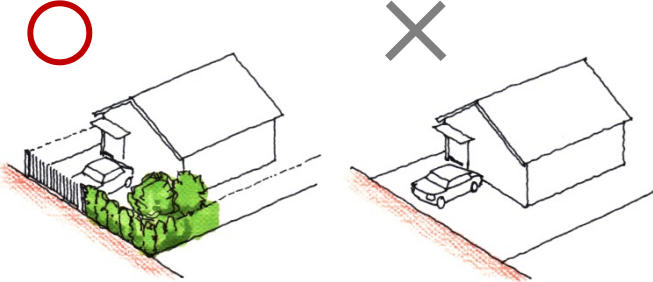
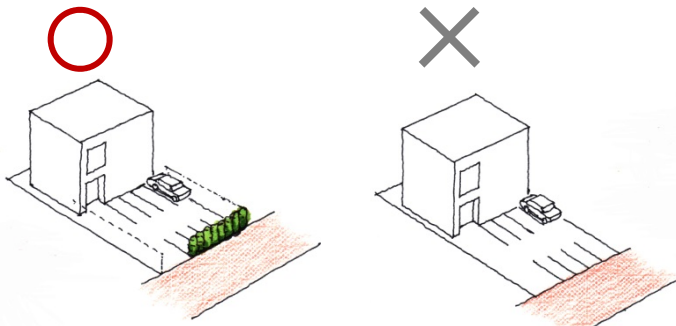
【A】 共通事項

| 項目 | 景観形成基準 (法第8条第4項二号イ及び二の基準) |
|----|---|
| 共通 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。 <input type="checkbox"/> 「城下町地区（景観形成重点地区）の景観形成方針」に即し、それぞれの行為において良好な景観形成に向けた配慮に努める。 <input type="checkbox"/> 広瀬神社、愛染堂、旧竹田荘から眺望する歴史的景観と調和すること。 <input type="checkbox"/> 敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状を変えないように努めること。 |

【B】 行為別事項

| 項目 | 景観形成基準 (特記項目を除き法第8条第4項二号イ及び二の基準) | 基準の適用 ※1 |
|-------------------------------|---|-------------|
| 建築物・工作物 (法17条第1項の特定届出対象行為) | <p>高さの限度</p> <p><input type="checkbox"/> 高さは、15mを限度とし、周囲の高さと揃える。 ※改築の場合、改築前の高さが15mを超える場合はその高さまで。 (法第8条第4項二号ロの基準)</p>  | ◎ |
| | <p>壁面の位置の制限</p> <p><input type="checkbox"/> 通りに面する壁面の位置は、できるだけ隣接する家屋の壁面に揃える。 (法第8条第4項二号ハの基準)</p>  | |
| | <p>規模配置</p> <p><input type="checkbox"/> 3階以上の部分は、立地条件にあわせて後退させ、通りへの圧迫感を軽減する。 (法第8条第4項二号ハの基準)</p> <p><input type="checkbox"/> 昔の敷地割を尊重した建て方とする。建物を分棟形式としたり、大きい壁面をつくる場合は分節化する。</p>  | |

| 項目 | | 景観形成基準 (法第8条第4項二号イ及びニの基準) | 基準の適用 ※1 | |
|---------------------------|----------|--|---|---|
| 建築物・工作物(法17条第1項の特定届出対象行為) | 規模配置 | <input type="checkbox"/> 駐車スペース等を確保するためやむを得ず家屋を後退させる場合は、門・塀の設置等により、町並みの連続性を損なわないようにする。  | ◎ | |
| | 外壁 建具 | 形態意匠 | <input type="checkbox"/> 歴史的な背景に根ざした伝統的な形態・意匠の採用に努める。 <input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和した落ち着いたものとする。 <input type="checkbox"/> 壁面及び建具については、伝統的様式(※2)を基本とし、町並みの連続性を損なわないような意匠とする。 | ◎ |
| | | 素材 | <input type="checkbox"/> 仕上げ材は、周囲の町並みと調和した落ち着いた材質感のあるものを使用する。  | ◎ |
| | | 色彩 | <input type="checkbox"/> 壁の色は、白または灰色もしくは茶系統とし、歴史的風致と調和した落ち着いた色彩とする。 <input type="checkbox"/> 建具の色は、黒または茶系統の落ち着いた色とする。 | ◎ |
| | 屋根 庇 | 形態意匠 | <input type="checkbox"/> 屋根は勾配屋根とし、その勾配は周囲の屋根と類似したものとする。  <input type="checkbox"/> 通りに面する家屋は、1階には周囲の家屋に類似した高さの下屋または庇を設ける。  | ◎ |
| | | 素材色彩 | <input type="checkbox"/> 屋根及び庇は、銀鼠色系の日本瓦葺きとする。 やむを得ず他の材料を使用する場合は、瓦葺きの屋根と調和する形態のものとし、その色彩は銀鼠色系の色とする。 | ◎ |

| 項目 | 景観形成基準 (法第8条第4項二号イ及び二の基準) | 基準の 適用 ※1 |
|--------------------------------------|--|-----------------|
| 建築物・工作物 (法17条第1項の特定届出対象行為) 設備 | <p>□ 空調機等の設備は、主要な眺望点及び通りから見えないように設置する。やむを得ず露出する場合は、目隠し等で目立たないようにする。</p>  <p>□ 太陽光発電設備等は、美しい屋根並み景観を保全するために屋根及び屋上には設置しないものとする。 ※ただし、景観と調和したものはその限りでない。</p> | ◎ |
| | <p>□ 道路との境界部を中心に、樹木や生垣等の植栽を施すなど、緑豊かな外観となるよう周囲からの見え方に配慮する。</p>  <p>□ 建築物等に付随する塀や柵等を設置する場合には、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。</p> <p>□ 駐車場、未利用地は、閑散とした印象を最小限とするよう、周囲の町並みとの連続性に配慮した囲障の設置、道路との境界部への植栽、敷地内での植栽や舗装の工夫を行う。</p>  | ○ |
| 門・塀・石垣 | <p>□ 門、塀、石垣を設置する場合、周辺の伝統様式にならない、自然素材を極力使用する。</p> <p>□ フェンスや防護柵等は、周囲の景観に馴染む色彩やデザインとなるよう配慮する。</p> | ◎ ※3 |

| 項目 | 景観形成基準 (法第8条第4項二号二の基準) | 基準の 適用 ※1 |
|---------------------|--|-----------------|
| 開発行為等 | <input type="checkbox"/> 地形を踏まえ、地形改変が最小限となるよう配慮した造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 法面や擁壁が生じる場合には、長大なものや周囲に対し圧迫感を与えるものとならないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には緑化等の措置を行う等、周囲との調和に努める。 | |
| 土地の開墾及びその他の土地の形質の変更 | <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周囲と馴染むよう素材や工法において配慮する。 <input type="checkbox"/> できる限り、既存のまとまった樹林地は保全・活用する。 <input type="checkbox"/> 植生や動植物の生態系など、貴重な自然環境に大きな影響を与えないよう配慮する。 | ○ |
| 土石の採取及び 鉱物の掘採 | | |
| 屋外における物件の堆積 | <input type="checkbox"/> 資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮する。 <input type="checkbox"/> できる限り、道路、公園等の公共の場所から見えないよう、道路との境界部に植栽を施す等、周囲との調和に配慮する。 | ○ |
| 木竹の伐採 | <input type="checkbox"/> 目的に応じ、伐採が必要最小限のものであること。 <input type="checkbox"/> 既存の景観及び地域の景観を著しく損ねるものでないこと。 <input type="checkbox"/> 樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行うこと。 | ○ |

上記基準は、城下町の町並みに調和していればこの限りではありません。

※1 基準の適用：◎必須、○お願い（協議）

※2 伝統的様式：改修する場合は江戸、明治、大正、昭和初期のそれぞれの時代を想起させる建物のデザインとし新築する場合は周囲の建物との調和に配慮した様式とする

※3 門・塀・石垣：通りから見える箇所において必須とする

(眺望景観エリア)

基本は、市全域の景観形成基準と同じ内容ですが、歴史的な環境や眺望景観に配慮するため、以下の下線部分を付加しています。

【A】 共通事項：広瀬神社、岡城跡からの眺望景観保全の基準

【B】 行為別事項：建物高さ及び屋根の素材と色

【A】 共通事項

| 項目 | 景観形成基準 (法第8条第4項二号イ及び二の基準) |
|----|--|
| 共通 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。 <input type="checkbox"/> 「城下町地区（景観形成重点地区）の景観形成方針」に即し、それぞれの行為において良好な景観形成に向けた配慮に努める。 <input type="checkbox"/> <u>広瀬神社から見て現存する緑地帯への眺望を遮らない高さ・位置とすること。（26ページ眺望景観保全範囲を参照）</u> <input type="checkbox"/> <u>岡城跡から見て城下町や周辺の美しい山等への眺望を遮らない高さ・位置とすること。</u> <input type="checkbox"/> 敷地内に良好な景観を形成している樹木、樹林、建築物等がある場合には、その現状を変えないように努めること。 |

【B】 行為別事項

| 項目 | 景観形成基準 (特記項目を除き法第8条第4項二号イ及び二の基準) | |
|---------------------------|-------------------------------------|---|
| 建築物・工作物（法17条第1項の特定届出対象行為） | 高さの限度 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 高さは15m以内とする。 ※改築の場合、改築前の高さが15mを超える場合はその高さまで。 <u>（法第8条第4項二号ロの基準）</u> |
| | 壁面の位置の制限 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 壁面の位置は、立地条件にあわせ、後退させる、又は周辺の壁面との調和に配慮する。（法第8条第4項二号ハの基準） |
| | 規模・配置 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 隣接する建物や周辺の地形との連続性及び一体性が保たれる規模・配置とする。 <input type="checkbox"/> 山稜の近傍にあっては、稜線を乱さないよう、尾根からできるだけ低い規模・配置とする。 <input type="checkbox"/> 周辺に社寺林等の樹林地などがある場合は、できる限りその高さ以内にとどめる規模とする。 <input type="checkbox"/> 行為地がまとまりのある農地、歴史的町並みや集落、文化財等の景観資産に近接する場合は、その保全に配慮した規模及び配置とする。 |
| | 形態・意匠 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 隣接する建物や周辺の地形との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠とする。 <input type="checkbox"/> 遠望に配慮し、勾配屋根又はそれに類する屋根形状とするなど、山並みとの調和に配慮する。 <input type="checkbox"/> 屋根及び庇は、銀鼠色系の日本瓦葺きとする。 <u>やむを得ず他の材料を使用する場合は、瓦葺きの屋根と調和する形態のものとし、その色彩は銀鼠色系の色とする。</u> <input type="checkbox"/> 壁面は、適度な分節化や開口部の設置等により、単調さや圧迫感を与えないよう工夫すること。 <input type="checkbox"/> 歴史的な建築物の改築または修繕にあたっては、建築物の材料の一部または外壁等の意匠の一部を保存し、または再生することによって歴史的景観の保全に努める。 |
| | 素材 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 周辺の景観と調和した素材を使用する。 <input type="checkbox"/> 地域の自然素材（木、土、石等）または伝統的素材を使用するように努める。 |

| 項目 | | 景観形成基準 (法第8条第4項二号イ及び二の基準) |
|-------------------------------|--|---|
| 建築物・工作物 (法17条第1項の特定届出対象行為) | 色彩 | <input type="checkbox"/> 外壁、屋根等には、四季を通じて周辺の町並みや自然景観と調和した落ち着いた色彩を基調とする。 <input type="checkbox"/> マンセル表色系における色彩基準(注) ・色相 R・YR・Y 系 - 彩度 5 以下 ・色相上記以外の有彩色 - 彩度 3 以下 <input type="checkbox"/> 外壁、屋根等の一部に周囲の色彩と対比的な色彩を使用する場合は、周囲の色彩との調和に配慮し、対比的な色彩の面積が過大とならないよう努める。 |
| | 設備 | <input type="checkbox"/> 屋上等に設置する工作物や設備類は、通り等から見えないように配慮する、又は建築物の外観と調和した意匠となるよう工夫する。 <input type="checkbox"/> 付随する設備類は、可能な限り、道路等の公共の場から容易に目につかない位置に配置する。やむを得ず配置する場合には、修景措置を工夫する。 |
| | 外構・緑化 | <input type="checkbox"/> 道路との境界部を中心に、樹木や生垣等の植栽を施すなど、緑豊かな外観となるよう周囲からの見え方に配慮する。 <input type="checkbox"/> 建築物等に付随する塀や柵等を設置する場合には、植栽と一体となった意匠となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 付随駐車場では、通りから見た際、閑散とした印象を最小限とするよう、道路との境界部を中心に植栽を施したり、敷地内での植栽や舗装での工夫を行う。 <input type="checkbox"/> フェンスや防護柵等は、周囲の景観に馴染む色彩やデザインとなるよう配慮する。 |
| 開発行為等 | <input type="checkbox"/> 地形を踏まえ、地形改変が最小限となるよう配慮した造成に努める。 <input type="checkbox"/> 切土・盛土は最小限となるよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 法面や擁壁が生じる場合には、長大なものや周囲に対し圧迫感を与えるものとならないよう配慮する。やむを得ず長大なものとなる場合には緑化等の措置を行う等、周囲との調和に努める。 | |
| 土地の開墾及びその他の土地の形質の変更 | <input type="checkbox"/> 擁壁等は、自然素材を使用するなど、できる限り周囲と馴染むよう素材や工法において配慮する。 | |
| 土石の採取及び鉱物の掘採 | <input type="checkbox"/> できる限り、既存のまとまった樹林地は保全・活用する。 <input type="checkbox"/> 植生や動植物の生態系など、貴重な自然環境に大きな影響を与えないよう配慮する。 | |
| 屋外における物件の堆積 | <input type="checkbox"/> 資材等を積み上げる場合には、高さをできる限り低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とするよう配慮する。 <input type="checkbox"/> できる限り、道路、公園等の公共の場所から見えないよう、道路との境界部に植栽を施す等、周囲との調和に配慮する。 | |
| 木竹の伐採 | <input type="checkbox"/> 目的に応じ、伐採が必要最小限のものであること。 <input type="checkbox"/> 既存の景観及び地域の景観を著しく損ねるものでないこと。 <input type="checkbox"/> 樹林の果たしていた景観上の役割に配慮し、樹林地の一部を保全するなど必要な配慮を行うこと。 | |

色彩基準についての(注)

ただし、次に掲げるものについては、適用除外とする。

- ①他の法令の規定により義務付けられたもの。
- ②計画的に開発される区域において、地域の特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。
- ③自然石や土・木材など地域固有の自然素材が使用される場合。
- ④神社、寺院、橋梁等で地域住民から親しまれ、地域のランドマークとしての役割を果たしているもの。
- ⑤1壁面に対し1/5以下の面積で用いるアクセントカラー。
- ⑥その他地域の特色に資するものとして市長が認めるもの。

(広瀬神社からの眺望景観保全基準)

広瀬神社から見て現存する緑地帯への眺望を遮らない高さ・位置とすること。

具体的には、西宮神社、愛染堂、妙見寺の屋根の先端を結ぶ線を越えて建物を建てない。

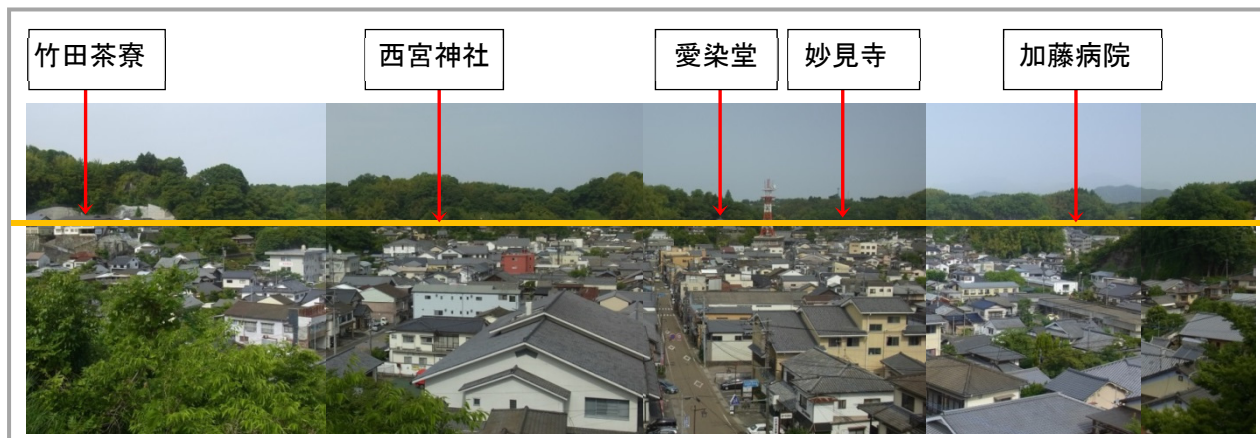
(視点場)
視点場の位置 (地上高1.5m)
広瀬神社から北西方向 (竹田駅) を望む位置



広瀬神社から北西の方向

地図上の視点場の位置

図 視点場の位置と眺望景観保全範囲



(5) ワンポイントアドバイス！(工夫例)

①地形との調和を工夫しよう

竹田の城下町は、江戸時代から力強い岩と四季により表情を変える緑に囲まれ、当時の面影を今に伝えてきました。

田能村竹田の山水画にも描かれるような、自然と町が一体となった景観を未来へ継承していく必要があります。

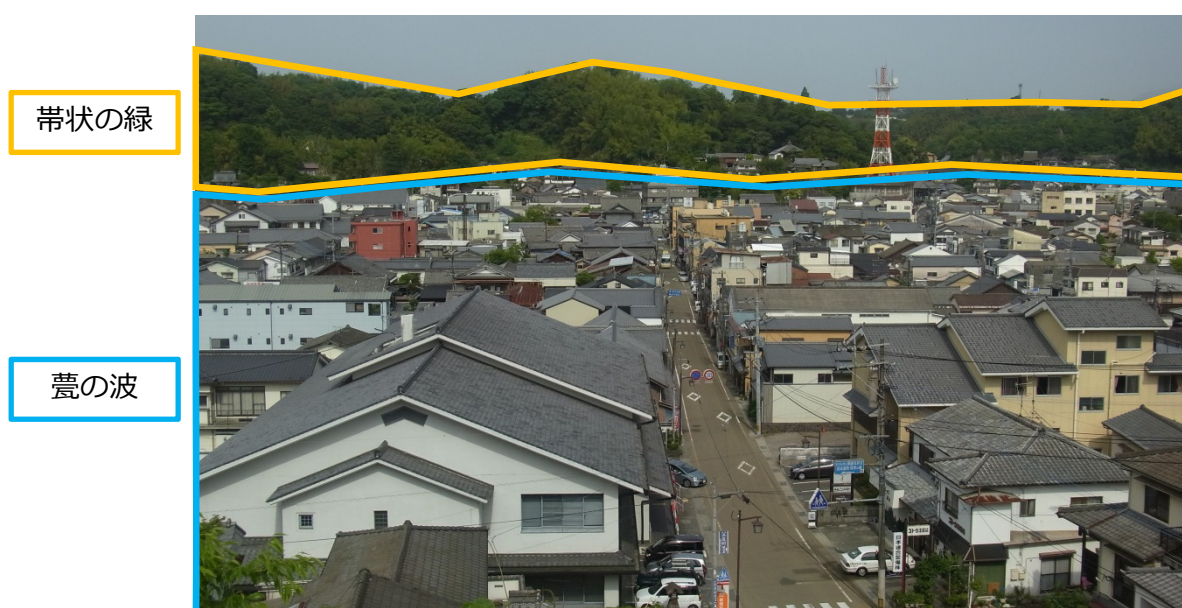


②建物の建て方を工夫しよう

(勾配屋根にする)

同程度の傾きをもった勾配屋根が、一体感のある屋根並み景観や連続性のある通りの景観を形成します。陸屋根や急勾配の屋根を避け、一体感や連続性が損なわれないよう工夫することが必要です。

城下町地区の特徴ある景観として、盆地地形であることから「葺の波（勾配のある瓦ぶきの屋根が連なる様）」と「丘陵地の帯状の緑」が眺望できる景観が挙げられます。



屋根景観の特徴は

- ①勾配屋根であり、勾配は、瓦ぶきに適したもの（3.5/10～4/10）である。
- ②色は、日本瓦葺きの銀鼠色が支配的で、他の素材であっても灰色から黒色が多い。

従って、景観形成基準では、まず勾配屋根にすることを求めています。

やむを得ず機能面（防災上の屋上広場など）から陸屋根部分が必要な場合であっても、周辺の眺望点からの見下ろしをシュミレーションし、パラペット等の設置は必須です。



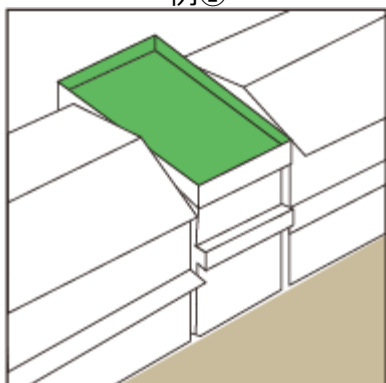
瓦屋根の景観的な特徴は、①均一の単位材が多数規則的に使用され、②26cm前後に表れる瓦の筋部分が強く見えることから、瓦材以外を使用する場合は、同様の景観的な効果となるような材料、工法を選択することが必要です。

金属板葺きの屋根では、働き幅が瓦に近い瓦棒葺き・立平葺きとすることが必須です。折版葺き、波型板は形状が異なることから認めません。

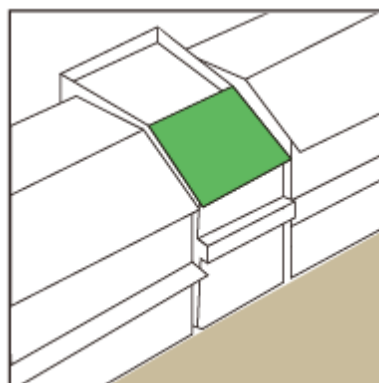
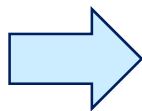
例① 勾配屋根でない場合、町並みの連続性が損なわれます。

例② 屋根が急勾配であり、連続性が損なわれます。

例①

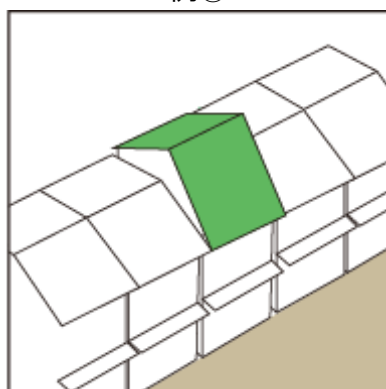


修景前

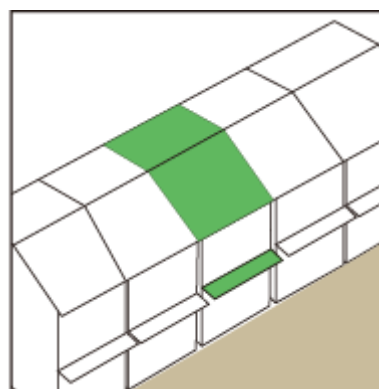
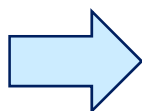


修景後-前面のみ屋根勾配とする

例②



修景前



修景後-屋根勾配を合わせる

例①

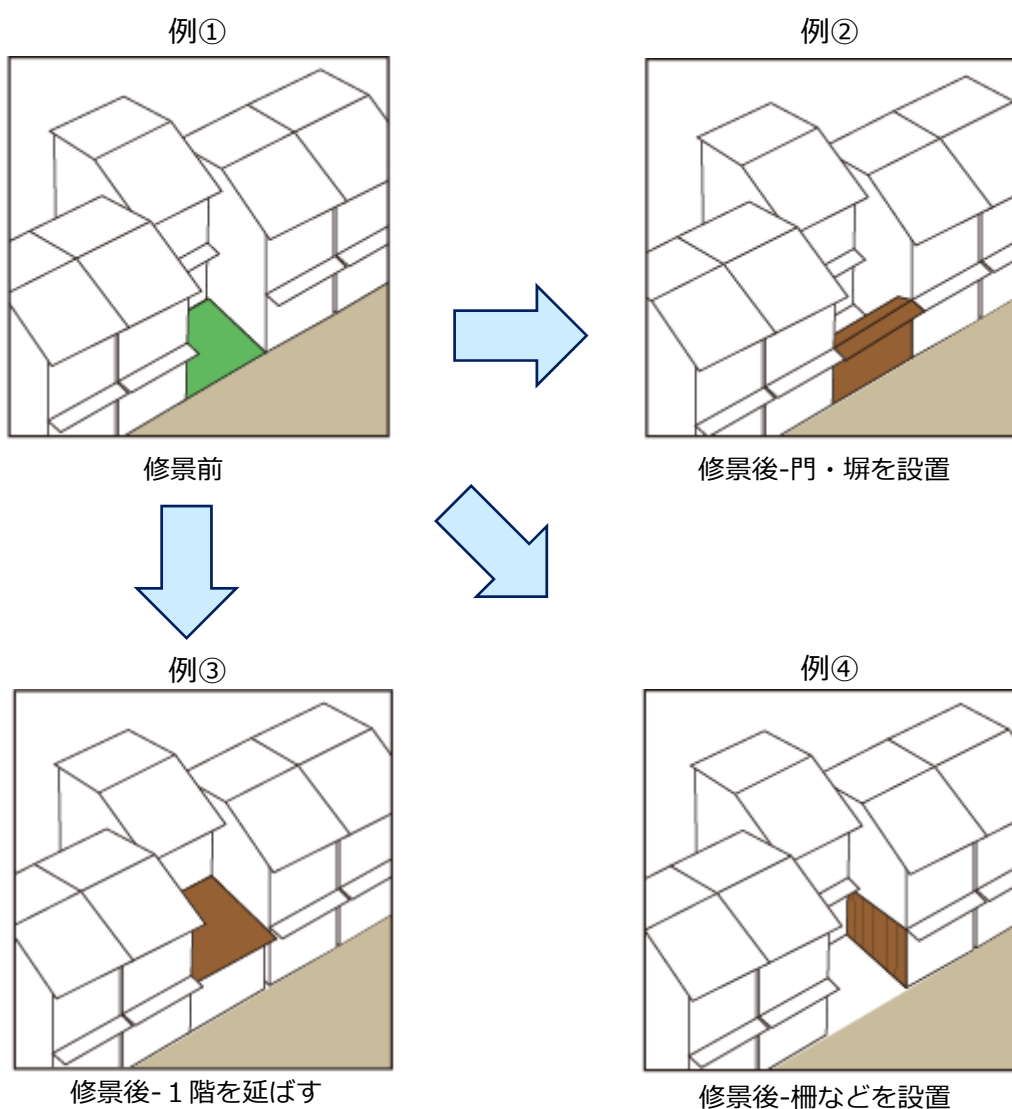


出典：竹田地区街並み形成景観・修景ガイドライン

(壁面をそろえる)

ほぼ揃った壁面は町並みの連続性を生み出す基本です。家屋の後退、除去により連続性がとぎれることのないよう工夫することが必要です。

- 例① 大きく後退した壁面は、町並みの連続性をとぎれさせます。
- 例② 駐車スペース等で大きく後退した場合は、門・塀の設置により町並みの連続性がとぎれないようにします。
- 例③ 一階の庇を延ばして、町並みの連続性を保ちます。
- 例④ 後退により生じた妻側の柵などを設置する方法もあります。



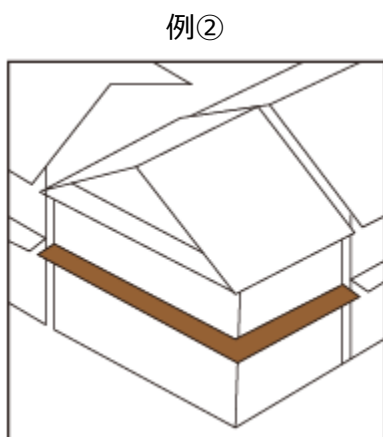
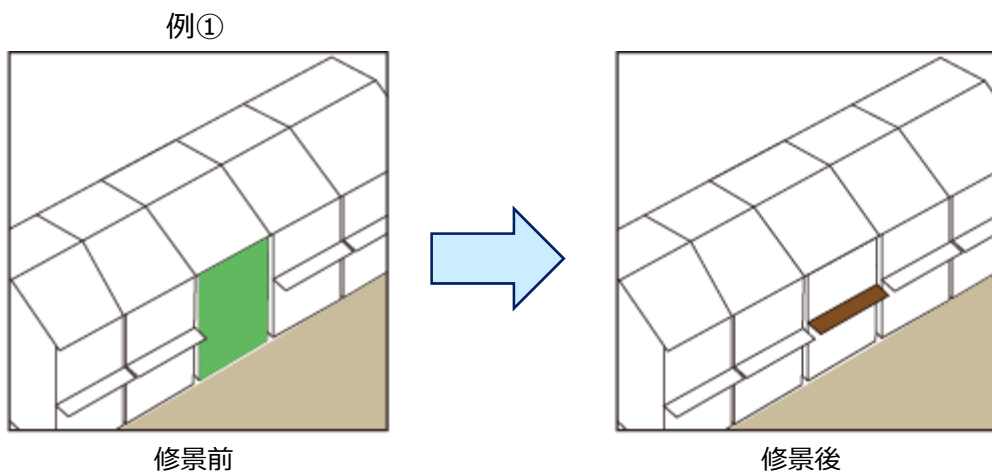
出典：竹田地区街並み形成景観・修景ガイドライン

(一階に庇をつける)

ほぼ同じ高さに設けられた一階の庇が町並みに連続性を与えます。

例① 一階の庇がとぎれると町並みの連続性が損なわれます。

例② 町角の家屋の妻側にも庇をまわすことによって、壁面の味気なさが軽減されます。
※極端に短い庇は避けるようにします。



出典：竹田地区街並み形成景観・修景ガイドライン

(伝統的な外壁・建具を尊重する)

1988年に刊行された「町並み 竹田のまちづくり調査報告書」(豊後岡藩土竜会が熊本大学等と共同調査した報告書)には、竹田の町家の立面的な特徴は、次のように記載されています。

『1階開口部は、土蔵造り・木造店舗共にブチョウ(部戸)・オオブチョウ(引き上げ大戸)で大きく開け放たれている。町家に特徴的な格子は、特に間口が大きくなると見られない。』

現在では、ブチョウ・オオブチョウは、木枠のガラス引き戸等に替わっていますが、1階の開放的な造りは継承されています。

また、『2階開口部は木造では、格子が造作しである。格子は一本又は二本一組で、短いものと長いものが交互に並び、間隔は粗い。横の材は、貫になっている場合と打ちつけてある場合とがある。』とあり、現在でも、その様式は景観を特徴づけるものになっています。

さらに、『竹田の町家は、意匠的には近畿などの先進地域の町家に比べると非常に素朴である。』としており、装飾の少ない、『朴訥で合理的な生活密着型の町家である』ことに留意していただきたい。



2階開口部における短いものと長いものが交互に並ぶ伝統的な格子

③水のある景観を大事にしよう

(水路)

水路は竹田の城下町を特徴づける重要な要素です。明治時代に防火又は水力発電のために設置されたと言われていています。

現在は生活排水を含んでいますが、今後、水質浄化等を行い親水性のある水路として再生することが望まれます。

また、サウンドスケープ※の観点から、水音に潤いを感じるとともに、水音とともに竹田の人が暮らしてきたことに思いを馳せることで景観の重みが増すと考えられます。

※滝廉太郎記念館はサウンドスケープの考えを取り入れ設計されています。



(水琴窟、井戸、親水空間)

水路に加え、竹田の城下町には水琴窟、井戸、水汲み場等、多様な親水空間を見出すことができます。

目立ち始めた空地にこのような親水空間を作り込んでいくことも竹田の城下町の個性づくりにつながると考えられます。



④まちに緑をつくりこんでいこう

まちかどの緑は、まちにやすらぎと潤いをもたらします。植栽は、目立ち始めた空き地の修景策としても有効と考えます。



⑤まちかどを整えよう

塀を自然素材（木、石等）とする、配管等を自然素材で覆う、路地を石畳とするなど、ちょっとした配慮によってまちかどを整えていくことが大切です。



⑥まちの小さな表情を大事にしよう

レトロな電灯、看板、建具など、それぞれの時代にタイムスリップさせてくれるまちの小さな表情は、竹田らしい景観を演出する大事な要素です。



⑦夜の佇まいを大事にしよう

竹田の夜のまちは、明るすぎتهはいけない、「暗」を感じるこゝが大切と聞きます。情感あふれる竹田の夜の静けさを守っていきましょう。



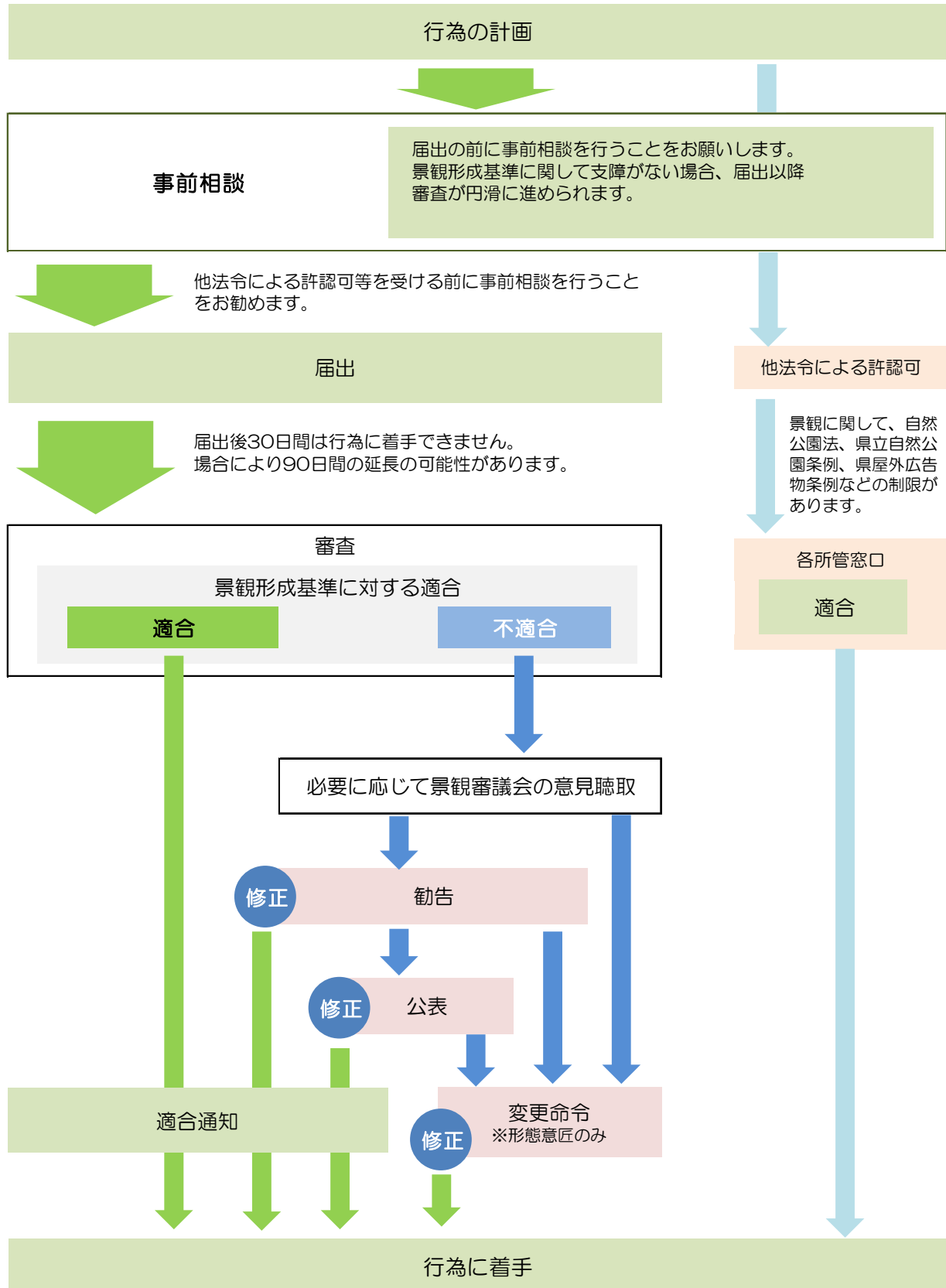
出典：竹田文明論ノート



第4章 届出について

(1) 届出の流れ

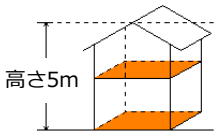
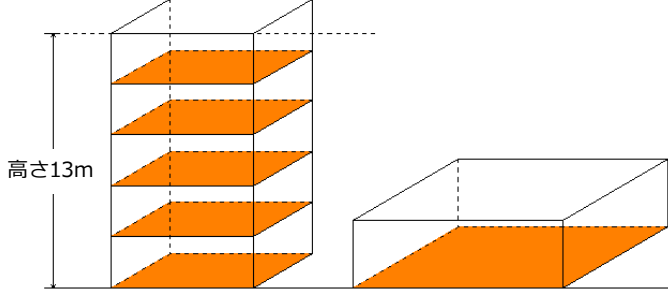
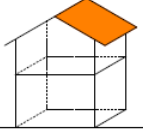
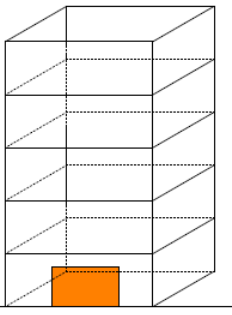
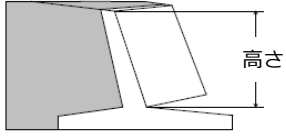
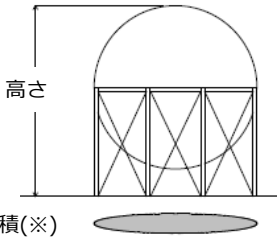
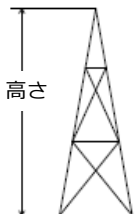
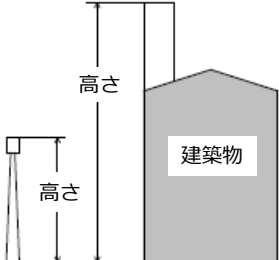
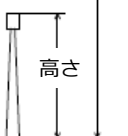
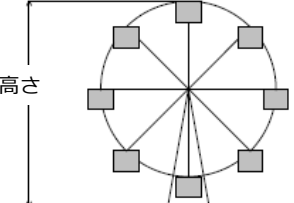
竹田市景観計画及び景観条例に基づく行為の届出の流れは、以下のとおりです。



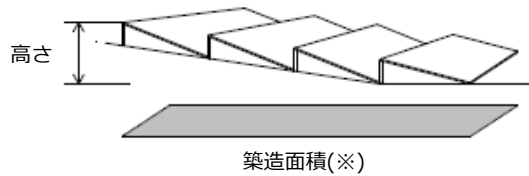
(2) 届出基準 (全市域と城下町地区 (景観形成重点地区))

届出対象行為

※全市域とは城下町地区 (景観形成重点地区) を除く市域のすべて

| 建築物 | | 垣、柵、門、塀 |
|---|--|---|
| 新築、増築、改築、移転の場合 | | 新設、増改築、移転 |
|  <p>高さ5m</p> <p>【城下町地区】 高さが5m以上又は 延べ面積が10㎡以上</p> |  <p>高さ13m</p> <p>【全市域】 高さが13m以上又は 延べ面積が500㎡以上</p> | <p>□建築物に付随</p> <p>【城下町地区】 高さが1m以上又は 長さが10m以上</p> <p>□工作物</p> <p>【城下町地区】 見附面積が10㎡以上</p> <p>【全市域】 高さが5m以上</p> |
| 外観を変更する修繕、模様替え、色彩の変更の場合 | | 除却の場合 |
|  <p>【城下町地区】 当該行為に係る面積の合計が10㎡以上 (※建築設備を含む)</p> |  <p>【全市域】 当該行為に係る面積の 合計が500㎡以上</p> | <p>【城下町地区】 高さが5m以上 又は延べ面積が10㎡以上</p> |
| 工作物 (新設、増築、改築、移転の場合) | | |
| 擁壁 | アスファルトプラント、自動車車庫、製造施設等、貯蔵槽等 | |
|  <p>高さ</p> <p>【城下町地区】 高さが3m以上</p> <p>【全市域】 高さが5m以上</p> |  <p>高さ</p> <p>【城下町地区】 高さが3m以上又は 築造面積が10㎡以上</p> <p>【全市域】 高さが13m以上又は 築造面積が1000㎡以上</p> <p>築造面積(※)</p> | |
| 煙突、鉄柱等、広告塔、高架水槽等、観覧車等 | | |
|  <p>高さ</p> |  <p>高さ</p> <p>建築物</p> | <p>【城下町地区】 高さが3m以上</p> <p>【全市域】 高さが13m以上</p> |
|  <p>高さ</p> |  <p>高さ</p> | <p>建築物と一体の場合、 高さは、地盤面からの高 さとする</p> |

太陽光発電設備等



【城下町地区】

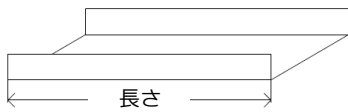
高さが3m以上又は
築造面積が10㎡以上

【全市域】

高さが5m以上又は
築造面積が1000㎡以上

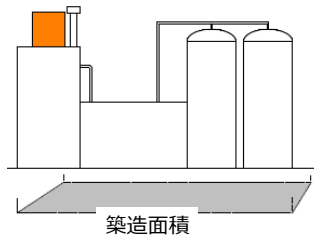
築造面積(※) =
工作物の水平投影面積

橋梁等



【城下町地区】 長さが10m以上
【全市域】 長さが20m以上

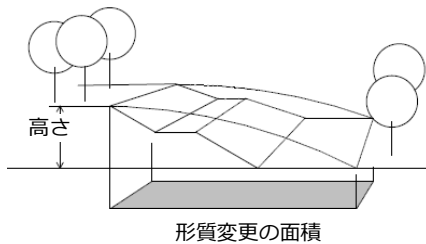
工作物（外観の変更等の場合）



【城下町地区】 面積が10㎡以上
【全市域】
当該行為に係る面積の合計が1000㎡以上

その他

開発行為、土地の開墾・形質変更、土石・鉱物の採取・採掘



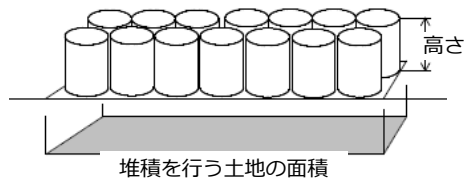
【城下町地区】

土地の形質変更が100㎡以上のもの又は
のりの高さが2m以上の盛土、切土を伴うもの

【全市域】

土地の形質変更が1000㎡以上のもの又は
のりの高さが5m以上の盛土、切土を伴うもの

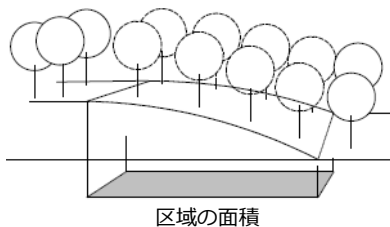
屋外の物件の堆積



【城下町地区】 及び 【全市域】

堆積を行う土地の面積が100㎡以上のもの又は
高さが2m以上のもの
(堆積の期間が90日以下のものを除く)

木竹の伐採



【城下町地区】

立木で高さが10m以上のもの又は
1.5mの高さの幹回りが1m以上のもの

【全市域】

区域の面積が1000㎡以上のもの

届出が不要なもの

- 地下に設ける建築物又は工作物等
- 仮設の工作物
- 通常行われる木竹の除伐、間伐、整枝等
- 法令に基づく義務の履行として行う行為
- 農林漁業のための小規模な行為
- 文化財保護法の許可等を受けた行為
- 屋外広告物条例に適合する屋外広告物
- ※景観法施行令（第8条、第10条）より

第5章 景観形成の実現に向けて

1. 市民団体による提案

景観法に、土地等の所有者に加えまちづくりの推進を図る活動を行う NPO、一般社団・財団法人は、所有者等の同意を得て景観計画の策定又は変更を提案できる制度があります。

良好な景観の形成には、住民、まちづくり NPO、市民団体等の持続的な景観形成の取組が不可欠であることから、法に規定される法人格を有していない校区の自治会等で身近な地域の良好な景観形成の活動に取り組む団体を、景観形成市民団体に認定し、景観計画を提案できるようにします。

また、提案にかかる土地の規模は、原則として 0.5 ヘクタール以上とされていますが、身近な地域の景観形成を推進するために、より小規模な 0.1 ヘクタール以上とします。

2. 景観整備機構の指定

景観法に定められた景観整備機構の制度とは、民間団体や市民による自発的な景観の保全・整備の推進を図る観点から、景観行政団体が、景観の保全・整備能力を有する公益法人、NPO を指定するものです。

竹田市には、すでに歴史的な町並み景観の保全を進める団体、くじゅう高原を保全し魅力を案内する団体、草原景観を維持する野焼き活動を行う団体など、多くの民間団体が活動していますので、積極的に景観法に基づき指定要件を満たす法人は景観整備機構に指定し、景観形成を担う民間活動を推進します。

3. 景観審議会を設置

良好な景観の形成に関する重要事項について審議し意見をいただくために、学識経験者、景観形成に関係する団体の代表者などで構成する景観審議会を設けます。

景観審議会は、定期に開催し、市民との協働や景観形成施策についての意見や届出に対する勧告、景観計画・条例の見直しについての判断を求めます。

4. 景観まちづくり学習

景観についての関心と理解を深めるために景観タウンウォチングを開催します。身近な景観の観察のほか景観まちづくり事例や景観協定など景観法を活用した自主的な景観づくりを共に学びます。

5. 経費の助成

城下町の歴史的な町並み景観の整備を進めるため、民間の建築物等の修景工事に対して経費の補助を行っています（竹田市歴史的街並み景観形成等補助）。

歴史的な景観の価値と助成する意義を市民に理解していただいて、引き続き景観の整備を推進します。

(参考) 色彩

(1) 色彩の表現

色彩の表現を個人差等の要因に左右されずに色を定量的に記号化して表現するマンセル表色系を採用しています。これは、色彩の尺度として、ひとつの色彩を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」という3つの属性の組み合わせによって表現しています。これにより色名による表現よりも個人差のない正確な色彩を表現することができます。

○色相＝いろあいを表します

色相は、赤 (R)・黄 (Y)・緑 (G)・青 (B)・紫 (P) の5つの基本色相と黄赤 (YR)・黄緑 (GY)・青緑 (BG) 青紫 (PB)・赤紫 (RP) の5つの中間色相があり、その度合いを示す0～10の目盛りが付けられます。

○明度＝あかるさを表します

明度は、あかるさを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

○彩度＝あざやかさを表します

彩度は、あざやかさを0から16程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きくなります。

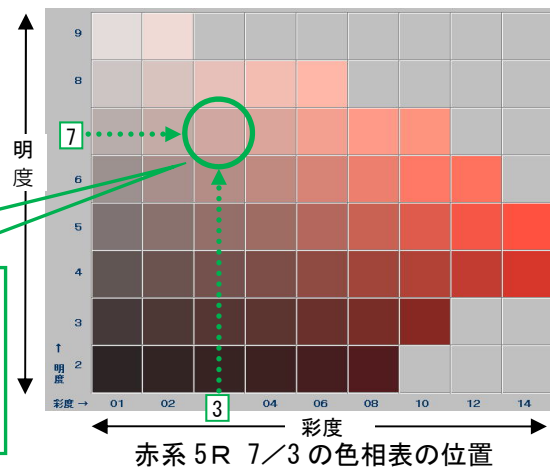
○マンセル記号

マンセル記号は、3つの属性を組み合わせでひとつの色彩を表記する記号です。有彩色は、5R 7/3のように、色相、明度/彩度を組み合わせて表記し、明度と彩度の数字の間は判別のために/（スラッシュ）を入れます。無彩色は、N4のようにNと明度を組み合わせて表記します。

マンセル記号の読み方

ごアール ななのさん

5R 7/3
色相 明度 彩度



(2) 色彩の構成

一般的に面積の広い外壁等を単色で統一すると、単調なイメージや威圧感を与えることがあります。これを避けるためには、色彩による適度な変化が必要です。

ただし、複数の色を使用する場合は、基調色（ベースカラー）、従属色（アソートカラー）、強調色（アクセントカラー）の3つの色彩バランスについて検討する必要があります。

これら3つの色彩構成を全て用いる場合、ベースカラー：アソートカラー：アクセントカラーの割合は、一般的に70：25：5の比率で用いるとバランスが良いとされています。

○基調色（ベースカラー）とは

構造物を構成する部位の中で、特に景観の印象に大きく影響を与える広い面積を持つ部位に施す色彩で、一般的に低彩度の色を使います。

○従属色（アソートカラー）とは

全体の大まかな印象は変えずに、その対象物に表情を加える役割を持つ色彩です。広い部位が分節されることで威圧感は軽減されます。

○強調色（アクセントカラー）とは

小さな面積に用いて個性を演出します。ベースカラーやアソートカラーに対してコントラストを持ち、全体を引き締めます。

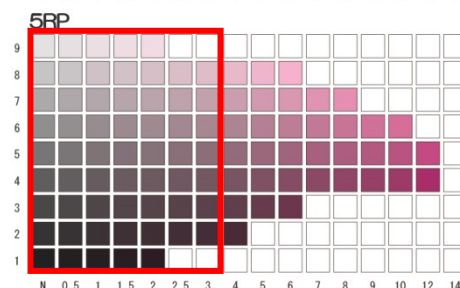
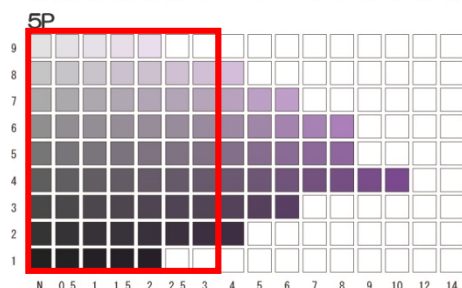
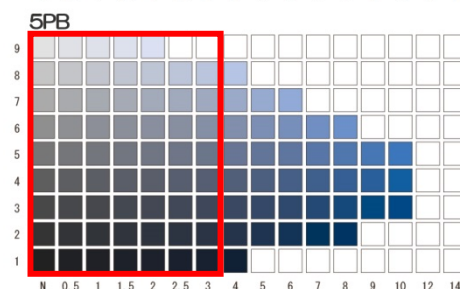
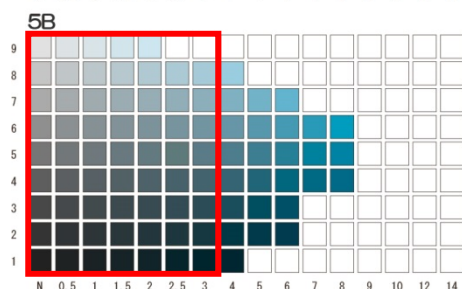
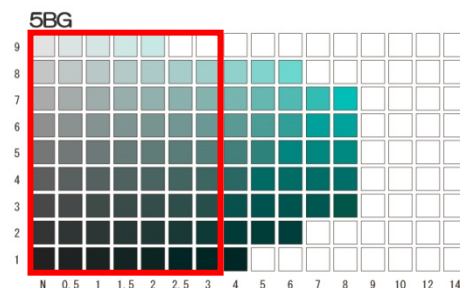
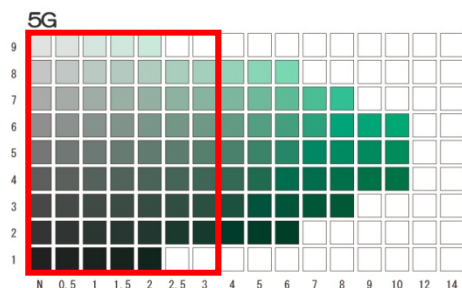
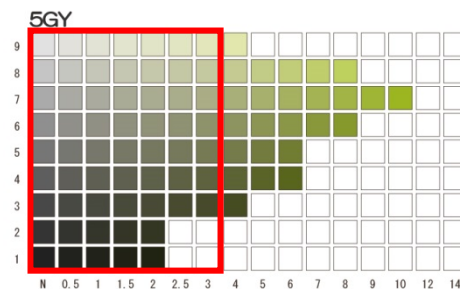
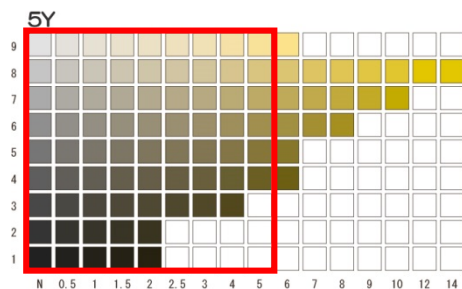
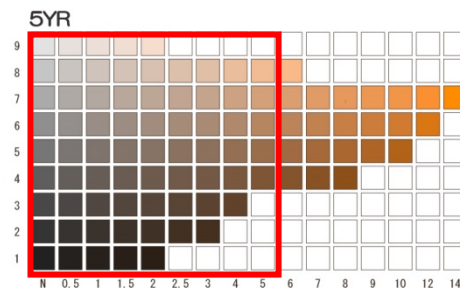
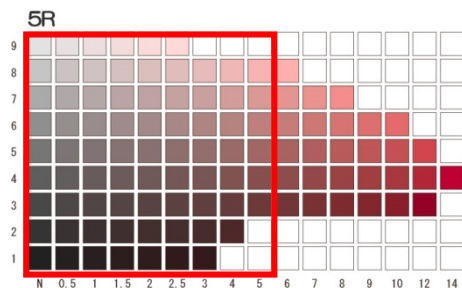
(3) 色彩の構成

下図の線の枠内は、使用を推奨する色を示しています。

なお、自然素材（石材、木材、れんが等）そのものの色を使用する場合はこの限りではありません。

また、アクセントカラーについても、周囲の景観との調和に配慮して使用する場合はこの限りではありません。

※ここに示している色は印刷によるものであり、正確なマンセル値とは異なりますので、実際に色を選定する際には色見本等で確認が必要です。



竹田市景観ガイドブック

平成28年3月
竹田市

